平成27年12月17日 (木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂	本 あ	P	2番	濱	村		博	3番	藤	本	岩	義
4番	Щ	﨑 正	男	5番	澳	本	哲	也	6番	宮	Ш	德	光
7番	小麦	永 正	裕	8番	中	島	_	郎	9番	宮	地	葉	子
10番	森	治	史	11番	池	内	弘	道	12番	浅	野	修	_
13番	小 オ	松 孝	年	14番	矢	野	昭	=					

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町			長	大	西	勝	也	į	副		田	Ţ	₽	Ž	松	田	春	喜
総	務	課	長	武	政		登	,	青	報	防	災割	課∮	曼	松	本	敏	郎
税	務	課	長	JII	村	_	秋	,	主	E	民	課	£	Ž	藤	本	浩	之
健原	表 福	祉課	長	宮	Ш	茂	俊	J	豊	業	振	興訓	果長	Ž	森	下	昌	三
まり	うづく	くり訳	果長	森	田	貞	男	j	産	業	推	進回	包長	Ž	門	田	政	史
地均	或住	民課	長	村	越	豊	年	ì	毎	洋	森	林訓	果長	Ž	尾	﨑	憲	$\vec{-}$
建	設	課	長	今	西	文	明	5	会	計	管	萝理	! 君	∠ . ∃	矢	野	雅	彦
教	궅	旨	長	坂	本		勝		教	星	旨	次	₽	<u>.</u>	畦	地	和	批

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 都築智美

平成27年12月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第 2 議案第 53 号から議案第 61 号まで及び議案第 65 号 (委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第66号 (提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号 (提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第66号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

●議員から提出された議案

議案第5号 森林・林業政策の推進を求める意見書について

議案第6号 四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書について

平成27年12月17日 午前9時00分 開会

議長 (矢野昭三君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

情報防災課長から発言を求められております。

これを許します。

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

おはようございます。

昨日の宮川議員の一般質問の中で、告知放送端末機の状況についてのご質問に対して、資料がなくて答弁漏れになっておりましたので、そのことについて答弁をさせていただきたいと思います。

議員の皆さまのお手元には資料を付ておりますけれど、情報防災課情報推進係の方で、告知放送端末機に関する戸別訪問をした集計表をお手元にそろえております。それに基づいて報告をさせていただきますと。

町内の告知放送端末機設置総数は4,975件でございます。その機器に対してすべての戸別訪問が一通り終了しておりまして、その結果によりますと、大方地域において訪問した世帯数は3,455件。これは全体の69.4パーセントになります。そのうち、電源を抜いておった世帯の数が142件。これは4.1パーセントにあります。

その抜いておる理由としては、音がうるさい等、告知放送端末機の音が原因のものが 68 件。それから、長期の不在で電源を抜いているものが 8 件。そして、電源コンセントの差し込み口の不足などによるものが 35 件。その他の理由。その他の理由というのは、お子さん等が端末を操作しておって、そのうち使い方が分からなくなってとか、端末機のランプの点滅が気になるからというふうな理由でございますけれど、それが 31 件。合計の 142 件でございます。

それから、佐賀地区におきましては全部で1,520件ございまして、これは全体の30.6パーセントになります。 そのうち、電源を抜いていた世帯の数が16件、率にして1パーセントでございます。

その電源を抜いておった理由というのは、音がうるさい等の、告知放送端末機の音が原因なものが6件。長期の不在が7件。電源コンセントの差し込みの不足などが1件。その他の理由が2件。その他の理由については2件ですので、詳細は省略させていただきたいと思います。

佐賀地区において、抜いておった率が非常に少ないのは、やはりケーブルテレビの普及の高さが原因であろうと分析しております。

いずれにしろ、指導員が訪問して、これら電源を抜いておった世帯に対してはですね、避難勧告、あるいは 避難指示、そして緊急地震速報などの、緊急時のときに非常に情報が伝わらないので電源を入れてほしいとい うふうな指導をして、そして操作についても指導致しまして、ほぼほとんどの世帯については電源を差し込ん で正常に使えるような状況にして指導を終えております。

以上で報告を終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで、情報防災課長の発言を終わります。

議長 (矢野昭三君)

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山﨑正男君。

4番(山﨑正男君)

最終日になりました。おはようございます。

今回も私、今、自分なりに燃えておりますといいますか、焦っております。皆さんの素晴らしいご意見を伺いながらやっていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、もう今年もですね、残すところが3カ月余りということになりましたが、わが黒潮町のその当初予算計上されてから、この12月までの間にどのような動きがあったのかということでお伺いするような形にしております。私は、マイナンバーから最後の福祉施策まで、5件の大見出しで伺うようにしておりますので、よろしくお願い致します。

まず、マイナンバーの制度の取り扱いについてはですね、もう既に10月からこっち、それぞれの各家庭に通知が届いております。この通知の内容とか、それから、これから行われる施策についてですね、住民が果たして納得しているのか、取り扱いに課題はないのかというようなことでお伺い致します。

まず、マイナンバーはですね、10月1日から施行されて、暫時、各家庭に届くという認識で私おりましたが、 今、11月の末になってようやく皆さんの手元へ届いたというようなことになっております。国のやっていることなので、どういう事情があって遅れたのかも分かりませんけれど、少し時間が、2カ月という期間を要し過ぎたというような気がします。で、そのために、各市町村でこれから研究、勉強をしていかないかんことが遅れていくんじゃないかなという心配もしておりますが。

まず、このマイナンバー制度について、役場の方で掌握されてることについて課題はないか。そういうことをお伺いします。

議長(矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

おはようございます。

それでは、山﨑議員の一般質問の1番目、マイナンバー制度について、通告書に基づきましてお答えを致します。

本議会の条例でもご提案をしている、行政手続きにおける特定の個人を識別する法律、いわゆるマイナンバー制度は、平成25年5月に公布された制度でありまして、住民票を有するすべての方に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、 期待される効果としては、大きく3つ挙げられます。

1 つ目は、公平、公正な社会の実現でございます。所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

2 つ目は、国民の利便性の向上でございます。添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が 軽減されていきます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービ スのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3 つ目は、行政の効率化でございます。行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、作業の重複など、無駄が削減されるようになります。

さて、ご質問の、マイナンバー制度について住民が納得しているか、取り扱いに課題はないかということで ございますが。

マイナンバーにつきましては、IWK でのマイナンバーの政府広報の放送、そして、町のホームページで制度のお知らせ、また広報でも、平成27年7月号、9月号、そして11月号にも掲載をして、周知を図ってまいりました。

また、来年1月号では、制度に便乗した消費者被害の防止に向けた記事も掲載予定をしているところでございます。

住民の方々がマイナンバー制度に対する不安や不信を抱かないように、これからも制度周知に取り組んでいきたいと考えてございます。

マイナンバーの役場内での取り扱いですけれども、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインが 特定個人情報保護委員会から示されておりまして、基本的には、そのガイドラインに沿った取り扱いをしてい くことになります。

また、役場内でのマイナンバー制度の研修会、本年6月には係長級以上の職員を対象に、10月には全職員を対象に行いました。今月も関係部局での勉強会を行うこととしておりまして、来年1月のマイナンバー利用開始がスムーズに進められるように準備を整えているところでございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

総務課長の方から説明を受けましたが、困っている人がいないような状況、公平で公正なというような話も ありましたけれど。

私はこのマイナンバーの通知が届きまして、まあいろんな、自分なりに悩み事というか不安事というか、を 感じました。

まず、そのマイナンバーの通知の一つがですね、私なんかは3人の世帯ですが、その3枚同じ封筒に入ってきて、返信用のというか郵送用の封筒が1枚しか入ってないと。こういう状況がありました。マイナンバーいうものは、私なんかの認識では誰も知られてはいけないというような認識でおりましたので、え、これはどうなのかなと。家族なったら全部分かってもいいのかという感じを、まず持ちました。

それから、家族の中で15歳以下の子どもさんや、それから、もう認知症に近いような高齢者の方、それから、 独居で動きの取れないような方なんかについての配慮がどうかなという気を持ちました。

例えば、家族の中でも仲の悪い方もおります。こういう場合に、だんなには知られたくない、妻にも知られたくないというような方がおるかも分かりません。家族全員に、個々にじゃなくて封筒で送ってきたことが、まずどうなのかということを聞きたいと思います。

それからですね、いろんなことが私の頭の中で交錯してありまして、今言う、子どもや高齢者に対してはどうなのか。それから、今度申請するときにですね、申請なり、来年1月1日で個人番号をもらうときに、取りに行く方は代理でもかまんと。ただし、あのパンフレット見ますと、代理人は法定代理人とかいう、あらため

て決まった方じゃないといけない。家族が取りに行っては駄目なのかどうかという疑問もあります。

それから、その通知カードですが。通知カードはあまり大事そうなものじゃなくて、薄っぺらい用紙になっておりました。これを高齢者の方が見たときに、この通知カードは何なのか。それから、その下に書かれておりました個人番号の申請表の写真を張る用紙がありますけれど、これが何なのか。それから、あの小さな文字で書かれて、高齢者の方が果たして分かるのか。読むだろうかという認識まで持っております。

で、これが果たしてその住民に分かりやすい、公平な形での通知なのだろうかという疑問を、国に対して持ちました。

ほんで役場もですね、それらのあたりの説明もかなりやっていかないと。実際にですね、通知カードをすっと破った人もおります。破ったというがは、切り取り線があって、そこを切るのに、はさみで切らないで、たっとやったような感じが見受けられます。

一つは、子どもや高齢者に対してどのような対応ができるのか、お願いします。

質問、分かるろうか。

要は、高齢者や子どもたちが、私の番号をどうしたらいいの、というような感じですよね。まあ、お聞きします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは、山﨑議員の再質問にお答えを致します。

通知カードが送られてきた際、実際、私ももう受け取りまして、山﨑議員と同じような不安といいますか疑問も抱きました。個人番号カードが世帯ごとにまとまって送られてきますので、家族に応じたパンフレットや返信用があっていいのかなとも思いましたけれども。

今、ご質問いただきました、諸種こもごものご家庭の事情等の不安のお持ちの方もたくさんあろうかと思います。そういったことへのお返し、お問い合わせについては役場の方で随時ご返答を、ご回答もさせていただいてございますので、ぜひとも不安になられた方々、この放送を見られている方々も、役場の方にお問い合わせを願いたいと思います。

また、即答できないこともございますので、その際にはお電話番号等もお聞きして、ご回答をするようなサービスを整えてございますので、ぜひともご利用を願いたいと思います。

運用が、来年といってももう来月のことになりますので、役場の方も住民になるべく負担を抱かせないような体制を整えてございますので、ご利用願いたいと思います。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

私は個々に対してちょっとお聞きしますが、皆さんのとこにマイナンバーが届いたこの説明資料、こういうものですけど。これは皆さん読んでますわね。

で、このマイナンバーのお知らせというこのご案内を見たときに、まずですね、これは1ページにあるわけですけれど、あなたのマイナンバーですということで、マイナンバーの提示、28年1月以降、職場や行政手続などの際にマイナンバーの提示を求められることになります、ということ。これが、各高齢者等で認識ができるだろうかというとこが一つあります。このマイナンバーを大事にせないかんという認識がここに出てこなあ、

必ずマイナンバーを届け出て、それもらった場合は提示せないかんとかいうような心配が出てきます。

それからですね、その同じページの下の方に、マイナンバーが記載されている通知カードは大切に保管してくださいというふうに書かれておりますが、この大切いうのはどの程度の大切か。まあ永久にですね、個人が保管しておいて、誰にも見せないで大事に保管しなさいということなのか。何年かたったら捨ててもいいですよというのか。今言う個人ナンバーができたときに、個人番号の申請ができたときに、カードができたときに、この通知カードは要りませんというのかが妙に分かりにくいと思います。

それからですね、まだこれからのことですけれど、28年の1月から、今言う社会保障や税や災害対策の手続きでマイナンバーの利用ができるということでございます。それから、そのときに申請者に個人番号を交付するということです。それから29年1月からは、国の行政機関の間で情報連絡が開始できるということになっておりますし、29年の7月からは、地方公共団体等も含めた情報連携を開始しますと。で、これまでは書かれております。

それからこれ以降が、マイナンバーはどのような使われ方をするんだろうかという心配が住民の中にございます。これ以降が、例えば、今言う何でもかんでも、もうマイナンバーの世界ですよということになって、いるんな、銀行とか資産とかいうことまで入っていくのかどうか。ここらもお聞きします。

まず、その程度でお聞きします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは、山﨑議員の再質問にお答えをします。

このパンフレットの最初に書かれてあるマル1の、あなたのマイナンバー、個人番号ですといった所のことでございます。先ほども申し上げましたように、不安に思われる方、そして使い方等のお問い合わせは、まず役場の方にお電話いただいてお確かめを願いたいと思います。また、このパンフレット2ページ目の下には、コールセンターの電話番号のご案内もございますので、そちらにもお問い合わせをいただけたらと思います。

それから、大切に保管といったその度合いですけれども。例えば、役場の方の手続き等で使われてございま す印鑑証明の登録証明書、そういったものと同様の扱いでよろしいのではないかと考えます。

それから、今後の制度の実施の流れといったことも、私どもの方もまだ不透明なところもございます。議員が見られた所のその下、2ページにもやはりコールセンターがございますので、そのあたりをご利用なさってお問い合わせを願いたいと思ってございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

何か私がここで質問に立つことは、マイナンバーの在り方を皆さんに教えるために立っているような感じが しますけれど。お知らせするために。まあ、疑問のある個所ですので質問しております。

それから、その5年とか10年の書き換えは、例えば15歳以下やったら5年以内で書き換えるとか、それ以上やったら10年の書き換えとかいうようなことがあるみたいですが、それはもうずうっとこれからもそういうような状況になるのか。

それから、先ほど私が質問の中にあった、代理者という者の定義はどうなのか。申請するときには、通知カードから今度個人番号に切り替わるときの申請のときには、家族が代理でやってもいいのか。誰でもいいのか、

知り合いでもいいのか。

それからもらうときは、今度、個人番号をもらうときはちゃんとここに書かれておりまして、かなり厳しいもらい方をすると。法定代理人というような言葉があります。こんなことでいいのかなということもありますが。

それから、紛失したときなんかは、町長がそれなりの理由を認めたときは個人番号も再発行ができるというようなことにもなっておるようですが。

まず、その最初に言った2点か3点かですかね、お答えください。

私も質問しよって分からんときがありますので、よろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは、再質問にお答え致します。

個人番号カードの有効期限についてお答えを致します。

QアンドAが届いてございまして、それを参照致しますと、20歳以上の場合は10回目の誕生日まで、そして、20歳未満の場合は5回目の誕生日までが有効期限ということになってございます。

なお、通知カードには有効期限がないということになってございますので、ご了承お願いしたいと思います。 そして、個人番号カードの受け取りでございます。発送と受け取り等も、このマイナンバーのお知らせ、それから個人番号カードの交付申請のご案内といった所に記載してございますけれども。なお、これをお読みいただいて詳細が分からない点、役場の方にまたお問い合わせを願いたいと、そのように思います。

よろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

このマイナンバーをやってたら今日一日かかると思いますけれど。

まず、この通知の内容がですね、健常者あてに来たような感じを致します。健常者、通常元気である人間に対して知らせる文書かなという感じが致しますので。今後ですね、住民にいろんな周知したり、それから説明をされるときには、ぜひ子どもや、それから高齢の方、それから独居である方、それから認知度が深くなりかけてる方とか、いろいろあると思いますので、配慮をしながら周知していただくように。

それから、できれば個別に、お家まで行って、この方に対しては絶対教えないかんというようなことも配慮 していただきたいと思います。

マイナンバー制度についてはQアンドAというのがありまして、政府の20点ばかりいろんなことが書かれておりますが。これも読んでると、なかなか政府寄りのというか行政寄りの答え方が多いようですので、住民たちの心配されるとこを汲み取っていただくような配慮をお願いしたいと思いますんで、よろしくお願いします。総務課長、もう一回お願いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

山﨑議員の再質問にお答えを致します。

なかなか住民の方も不安を抱いて、まあ役場の方にお電話といっても、それもなかなか聞きにくい、勇気も

要ろうかと思います。だんだんに各種団体から、サークルを開くので説明にきてくれないかといったご要望も届いてございます。私どもの職員の方にも一定限りがございますけれども、日程を調整して、老人クラブであるとか、現在、民生委員会の方からもご要望いただいてございますので、職員が出かけていって種々説明をするような日程も整えてございます。

そういったことで、まあ運用開始になっても説明会というのは種々開けるわけでございますので、そういった住民サービスも努めてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

今年も、12月ももう半月ですので、なかなか役場も準備を整えたり、そのいろんなことを配慮することは難しいかも分かりませんけれど、1月1日以降からということですので、十分練って対応していただくようにお願いします。

次にまいります。2番目ですが、佐賀津波避難タワーについてお伺い致します。

佐賀の津波避難タワーの進ちょくはどうなっているでしょうか。いまだに現場は妙に見えてきてないような 気が致しますが、今の対応をお知らせください。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長(村越豊年君)

おはようございます。

それでは通告に基づきまして、山崎議員ご質問の、佐賀地区の津波避難タワーの進ちょくはどうなっている のかについて、お答えをしたいと思います。

佐賀地区津波避難タワーにつきましては、これまでにも住民説明会、そして周辺住民への説明と意見交換会、これらを開催するとともに、欠席された方、および出席困難者の方々に対しましても、それぞれ戸別訪問を行いながら説明を重ねて、ご理解をいただけるように取り組んでまいりました。

また、建設予定地の地権者にも本事業にご理解をいただき、用地の買収、そして登記も完了しているところでございます。

本事業の進ちょく状況でございますけれども、現在、詳細設計の最終段階における確認作業を行っているところで、少し時間を要しているという状況でございます。

今後の主なスケジュールにつきましては、年内にこの最終の詳細設計を完了させて、1 月中に建築確認申請等を行いながら、本年度内、3 月までには建築工事を発注して、平成28 年度中の完成を目指しているところでございます。

以上、山﨑議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

まあ大きな建物ですので、いろんな段取りとか、設計から施工までいろいろあると思います。

それで、この建物の地盤は大丈夫だろうかという、私は心配をするがですが。どこやろの業者みたいに、杭が下まで届かざっというようなことのないように。

その杭のような状況はあるがですかね。杭打ちの状況はどれぐらいの深さまでやるのでしょうかね。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、山﨑議員の再質問について、情報防災課の方からお答えしたいと思います。

山﨑議員がご心配されているのは、最近、ニュース等で問題になっております、某会社の行った杭打ち事業 について危惧(きぐ)されてると思いますけれど。

当然、自分たちもですね、今までやったタワーの杭打ちの業者への確認、それから、現在、地域住民課長からご説明ありました詳細設計のチェック。そのことも踏まえて、十分注意しながらやってるところでございます

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

大事なタワーですので、十二分な設計と、それから施工。これをよろしくお願いします。

それから、28 年度中にできるということでしたかね。住民は一日も早くこれが完成することを待っておりますので、その間に地震が起こらないように心配もしながら日々生活しておりますので、ぜひですね、安全で安心な津波タワー。これを目指していただきたいと思います。

3番に移ります。庁舎等の高台移転について。

1 番ですが、庁舎建築の見込みはどうなっているのか。地盤の強度は大丈夫か。杭打ちはどうか。まあ、津 波タワーと同じような心配でございますけれど。

先ほど、総務と産業の合同で庁舎の建設位置を確認に行きましたが、まあ見るところ、なかなか谷も深く、 その埋め立てもかなり量があるなという感じが致しました。で、実際にあの山もかなりカットして、それから 広い敷地ができるというような感じになると思いますが。

これは、庁舎はいつまでに完成せないかんがでしたかね。

それと、その地盤の強度には、まあ盛り土したり、埋め立てしたりするわけですけれど、転圧といいますか、 そういうものもしっかりその期間内にできるのであろうか。今言う杭打ちも、どれぐらいまで必要なものか。 庁舎のとこは必要ないのか。

そういうことも併せてお願い致します。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、山﨑議員の3番のカッコ1、庁舎建築関係についてのご質問にお答えを致 します。

今議会の開会日に行政報告をしましたとおり、現在、新庁舎建築に伴う造成工事に先立ちまして、スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設区域内におきまして立竹木の伐採工事を実施しておりまして、造成工事につきましても、今議会にて請負契約の締結について議決をいただきましたところでございます。

新庁舎建築に向け、早急に工事を進めてまいりたいと考えております。

新庁舎の設計につきましては、これまでに庁舎内検討委員会等において基本設計を取りまとめまして、現在、

実施設計を作成中でございます。

なお、新庁舎建築工事の発注につきましては、平成28年7月ごろを予定をしております。

庁舎の建築の期間につきましては、約16カ月ぐらいを予定をしております。

また、議員より、地盤の強度および杭打ちについてのご質問もございましたのでお答えを致します。

地盤の強度につきましては、平成23年度より、団地全域におきまして16カ所の地質調査を行ってまいりました。本年度も、新庁舎建築予定個所におきましてボーリング調査を実施を致しました。いずれの個所におきましても、N値、これは地盤の固さを表します指標でございますけど、60以上の支持層が確認をできております。

一般社団法人日本建築学会の建築基礎設計のための地盤調査計画指針等によりますと、支持層の目安は、砂質土、礫質土では、N値が50以上とすることが多く、地盤の条件や建物の要求性能、想定される複数の基礎形式を勘案致しまして、設計者が適切に判断するものとしております。

庁舎エリアの造成計画高が26メーター程度であることから、ボーリングの柱状図等から判断を致しますと、 建築基礎部分は支持層に十分達するという見込みでございます。このため、基礎形式としましては、杭基礎の 必要はなく、直接基礎となる予定でございます。

ただし、実際の岩盤線によってはですね、一部の範囲において地盤改良の施工となる可能性もありますので、 今後、造成工事の施工時には地盤確認を十分行ってまいりたいと考えております。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

この間の視察でもちょっと感じたがですが、課長の説明で、その役場へ、庁舎へ上がる道が6パーセントぐらいの傾斜があるということでしたが。車で行く分には、まあ少々きつくても大丈夫かなと思いますけれど、地域のその近所なりの住民が庁舎へ行くのに、自転車では厳しい。それから、歩いても距離があるというような状況が出てきますが。

住民用の道路というか、傾斜の緩やかな道路なんかは、今はそういう構想はあるがでしょうかないがでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは、山﨑議員の再質問にお答えを致します。

今回、新庁舎につきましては高台というとこで、隣接します大方改良バイパス、ここの高さが 15 メーター程度。で、庁舎が 26 メーターということで、かなり落差もありますけど。

議員ご質問のとおり、その緩やかな道ができないかということでございますけど、地形上どうしてもですね、 ああいう線形になります。

従いまして、庁舎への交通方法につきましても、また、バスの輸送といいますかルートの変更等も今後検討 して、要望もしてまいります。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

ということは、構想の中には、今はその住民が直接歩いて役場へ行くような道は、その大きな6パーセント の道しかないということやね。

それで、構想の中で、その下の方にバス停を構えて、庁舎へ住民がいつでも送れるような状況を考えていく というようなことになるがでしょうかね。

そこ、もう一度お願いします。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは、ご質問にお答え致します。

大方改良バイパスから一部分ですね、歩道から接続をして庁舎の方へ上っていく道は計画をしておりますけど、これにつきましても、あまり緩やかなこう配というふうにはなかなかならんかと思いますので、その付近は、先ほども言いましたように交通機関等も利用もしていただいて。特に高齢者の方なんか大変やと思いますので。

そういうことで、不便を来さないように今後も考えてまいります。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

新しい庁舎は町民のシンボルでもありますし、それから、高台にあって心配のない位置にできるということでございますが。

黒潮町の西から東まで住民がおりまして、庁舎へ行くべき用事があるときは、JR を使って入野駅まで来て、それから歩いていくというような状況にもなろうかとも思いますし、車のある方は車で当然でございますが。 庁舎へのアクセスいうのはこれから大事な視点になろうかと思いますので、これは黒潮町挙げて考えていかないかんと思いますので、どなたか、この今後の考え方を示していただければ。

お願いします。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、山﨑議員の再質問にお答えさせていただきます。

庁舎移転候補地の変更を表明させていただきました際にも同様の説明をさせていただきましたが、特にこの 現庁舎付近の、いわゆる現庁舎へ徒歩で来られていた方。こういった方への利便性がかなり失われることにな ります。

しかしながら、黒潮町の場合は本庁も支所も浸水区域にあるということから、災害時のことを考えて、移転 予定であった大方庁舎の方を高台に上げるということで、ある一定の利便性が失われるのも覚悟で高台へ移転 候補地を変更ということになりました。

しかしながら、最低限の利便性は確保しなければならないと思っております。庁舎の方がだんだんに進みますと、公共交通機関とお話しの場を設けさせていただきまして、できるだけ住民の皆さまに不便を感じることのないようなアクセスを探ってまいりたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

庁舎は順調に建てられることを願っております。

それから、せっかく見晴らしのいい所へ庁舎ができますので、緊急時等にですね、今言う津波とか、それから大雨警報とか、そういうものが発生したときに、あの役場の上になるのか山のてっぺんになるのか分かりませんけれど、その警報的な、大きなネオンというかランプといいますか。役場でぴかぴかしだしたなと、何かあったなということが、ここらあたりの住民に即分かるような、目で見える警報の仕方いうのは考えてないでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それではご質問にお答えを致します。

現在のところ、そういうような状況は構えておりません。

ただしですね、新庁舎はかなり高台にありまして、特にまた屋上になりますとかなりの高さになります。そこにライブカメラ等も設置をしてですね、IWKのテレビを随時、そういう天候が悪いときなんかはそういう情報も流してやっていきたいと考えております。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

一つのシンボルができると、いろんなことがまた頭の中で、ああしたらええ、こうしたらええというようなことが出てきます。時々に応じて、またいろいろご配慮していただければありがたいと思います。

続いて、3のカッコ2の、保育所や支所、公営住宅の高台移転はどうなるのか。民間の高台移転の検討はどうなるのか。こういうことを質問致します。

佐賀地域、特に支所のあるとこも同じように、保育所もあり公営住宅もあります。それから、ほとんどが海 岸沿いに位置しております。民間の方の心配もございます。

で、佐賀地域のその高台移転用地とか高台構想、こういうものがあるのかどうか。ぜひ、高台の問題については考えていかないかん。大方が、その新庁舎の近くにまず公営住宅を設置するということでございますので、 佐賀の方も同じように公営住宅がございますので、これも併せて考えていくべきであろうと思いますので。

答弁をお願いします。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長(松田春喜君)

それでは山崎議員の一般質問の、公共施設や民間住宅の高台移転につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

今、ご質問の中で佐賀地域のというふうなことでございました。

まず、佐賀保育所につきましてですが。現保育所を伊与喜地区に移転することとしまして、今年3月に策定しました基本計画に基づきまして、地質調査、現地測量を行いまして、必要部分の用地取得を経て、現在、造成設計を行っているところでございます。

28 年度中に造成工事を行いまして、29 年度、保育所本体工事を終了させまして、30 年 4 月から開所する予定となってございます。

そして佐賀支所につきましては、現在ご承知のとおり耐震補強工事も終了致しまして、揺れ対策は完了をしてございます。

これまでもお答えしてまいりましたが、佐賀支所の具体的な移転計画は持ち合わせていないのが現状でございます。が、心配をされる津波浸水対策につきましては、保育所移転をはじめ、津波避難タワー近隣に避難空間の整備を講じることとして対応してまいりたいというふうに考えてございます。

そして、公営住宅等につきましては、現在、第3次黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方でお示しをしておるとおり中長期的計画としまして、安全な住宅地の形成を目指しているところでございます。

先ほどありましたけれども、特に建築年の古い町営住宅の、大方地区の万行第 1、第 2 につきましては、役場本庁舎が移るスケン谷への建て替えに向け基本計画を策定して、高台移転を目指しているところでございます。

佐賀地域につきましても、順次その長期計画の中で計画をしていきたいというふうに考えてございます。

そして、一般住宅の高台移転につきましては、出口地区をモデルとしまして、平成25年度、平成26年度に 高知県の支援を受けながら、黒潮町と出口部落が主催をしまして、アンケート調査や6回にわたる勉強会を実 施してまいりました。

勉強会は、主に防災集団移転促進事業を活用した事業を中心に実施してまいりましたが、国との協議を重ねて、現制度を確認しながら試算しますと、財政的に実現不可能な結果となりました。事業化の見通しは立っていないのが現状でございます。

しかしながら、安全な住宅地の創造は、防災のみならず人口減の課題に影響するものでありまして、黒潮町 にとりまして将来避けて通れない課題であると認識をしておるところでございます。

今後は、防災集団移転促進事業にこだわらず、あらゆる方面で事業化の可能性を探っていきたいというふうに考えておりまして、国、県、専門機関等と情報交換を継続しているところでございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

副町長の方でいろいろと考えておられるようですが。

1 点は、支所がどうもはっきりまだ考えてないというようなことでございますが、先になればなるほど、住民の人数は減ってきます。これを悪く考えると、支所のことは放っちょいて、住民の人数が減ってきたらまあそうはいかんぞというようなことになってくらせんかというようなことが考えの裏にあるのではないかと、悪い推測を致しますけれど。

やはり、今、庁舎問題、それから高台問題の中でですね、支所もいつ来るか分からん、いつつぶれるか分からんいう状況のときには、やはり計画の中には入れておってもらわないかんというふうに考えます。

それから、今、高台移転の関係も、中長期的に考えていくであろうということでございますが。今現在、住 民の間で意見のあるのもですね、あのパイロットの埋め立て地。あそこもどう活用されるのかが妙に分からん ということですので、これらも踏まえた考えはあるのかどうか。

それから、佐賀はご存じのように山が急峻で、なかなか造成にも厳しい山があります。ありますが、先だってその庁舎の予定地を見たところ、金を入れたら、結構いろんな台地ができるなということを感じました。で、この津波対策のあるうちに、ぜひ大きな構想を立てて取り組んでいただきたいと思います。

先ほど中長期的なという話も、中とか長とは言わんずつ短期的に、今からやるぞというような考えでご配慮

いただきたいし、そういう考えを持って町としては進まないかんがじゃないろうかと思います。人の命は待ってくれませんので、元気なうちに立派なとこを見せて、安心、安全を目の前にしていただきたいと思いますので。もう、ひとつ気合を入れてやるというようなとこを見せていただきたいがですが。

それから、今言うパイロットの問題もどうなるのか。考えの中にあるのか。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

お願いします。

副町長(松田春喜君)

お答えを致します。

すべての公共施設等、高台にあるのも理想的だというふうにも考えます。そして民間の住宅地もですね、高 台にということも理想的だとはいうふうには思います。

先ほど、民間の出口地区のモデル等もお話もしましたが、かなり財政的な負担を講じると。まあ言うたら、 役場の方が赤字に陥るというようなことにもなりかねないということにもなります。そういう財政的な面も、 長期的に考えなくてはならないというふうに考えます。

そして、まずパイロット等の空き地といいますか、そういうがの有効利用等も考えなくてはならないと思いますが。これは公共資産の整理も今しているところでございまして、そういう空き地全体も含めてですね、皆さんの意見をいただきながら有効利用をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

その高台移転については多額な金を要するわけで、一気には解決しないと思いますが。これから、佐賀から 黒潮町を通って高規格道路もできるというような、この10年とか20年になるか分かりませんけれどできると いう構想がある中で、黒潮町も高台移転のまちづくりというのを、ほんとに長期的に分散して工事をやってい けば、20年、30年たてば、立派な高台用地ができるのではないかというふうな気も致します。

これは私みたいな素人が考えてもおぼつかないわけですけれど、町全体で知恵を出して、予算もそれなりに配分して考えてればできるのではないかと思いますし、そういう希望を持っておりますので。

長期的な考えではどうですか。対応できますか。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、お答えさせていただきます。

まず、当面抱えている大型事業を、きちっとスケジュールに合わせて消化をさせていただくことがまず第一 かなと思ってます。

それから、今、少しご提案もいただきました、他の市町村と比べて少し条件が違うのは高規格道路の延伸が進んでまいります。そうなりますと、詳細設計やってみなければ分かりませんけれども、切り盛りの度量のバランスで恐らく、今の地形を素人なりに考えると、残土処理に相当難を要するのではないかなと思っています。そうなりますと、さまざまな所へ小規模あるいは、規模の大小は別にしてレベルバンクができることになります。それらをすべて機能的にどう配置して。自分たちが欲しい機能を、そのレベルバンクと、それから造成、

それから浸水区域外の低地。こういったところでどう機能配分をしていくのかというのは、もう少し時間がか かるかと思います。

特に、佐賀四万十間が進みだしますと、佐賀地域側に相当の排出土が出てこようかと思います。それらを単に処分するのではなくて、しっかりと佐賀の次の世代のまちづくりに役立てることができるような使い方をしていきたいと思っておりまして。それには詳細設計が挙がってきてから、町と国の方でまた協議をさせていただければと思います。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

ぜひ高規格道路と併せて考えていたきたいと思いますし、それから、高規格道路を造る要望には必ず、命を 守る道じゃというようなことでうたわれております。

そうしたら、その高規格とともに、その命を守る土地をつくらないかんということは当然考えていくべきじゃと思いますので、今後とも町長、ぜひ併せて考えていただきたいと思います。

それからですね、第4問に移ります。缶詰工場について。

缶詰工場の見通しと課題はないか、利益は出ているのか、工場の経営は順調であるのか、ということでお聞き致します。

まず、現状をお願いします。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、山﨑議員の質問にお答えさせていただきます。

経営状況についてでございますけれども、現在確定しているのは第2期決算でございます。こちらは9月議会の全員協議会で報告させていただいたところでございます。第2期と申しましても、第1期が1カ月未満ということでありまして、実質上の創業第1期ということになろうかと思っております。

こちらにつきましては、第2期における当期純損失147万円を計上致しました。147万円の赤字ということでございます。そこまでは全員協議会で報告させていただいたところでございまして、それ以降に、商品規格ならびに販売および経営計画の見直しを図ったところがありまして、現在対応中のことにつきまして報告させていただきます。

大手量販の今年の秋冬商戦の大量受注を見込んだ営業計画を立てておりましたが、契約に至らずということは、全員協議会で報告をさせていただいたところでございます。

以降の経営計画の見直し、そして、現在対応中の案件について申し上げます。

現在、取引中の委託販売で取引をさせていただいている所が19社。それから、買い取りで販売をいただいている所が15社。それから、OEMの受託を受けている所が4社。これらに、直売ならびにネット、それから個人売り。それから、ふるさと納税でもかなりのご注文をいただきまして、これらを総計して、現在、販売計画を立てているところでございます。

今期の販売計画は 2,500 万円を見込んでおりまして、少し気の早い話ですが、来期はそれをさらに倍増し 5,000 万強を見込んでいるところでございます。

それの見込みの詳細について申し上げます。

今年の9月から、当工場で生産致しますすべての商品が3年の賞味期限が打てるようになりました。これま

で1年の賞味期限で対応していたところ、なかなか1年の賞味期限では備蓄提案がなかなか難しいという状況 でございましたが、あらためてこの備蓄提案が可能となりました。併せて、12月11日には県の防災関連商品 としての認定もいただき、県内の地公体における販売については随契対象商品ということになります。

こういった背景を踏まえて、今年10月、11月で、県内の当町、そして高知市を除く32市町村を来期の備蓄の営業に回らせていただきまして、残った高知市は24日にお伺いをする予定としております。

また、来年には県外へも備蓄の提案に回りたいと思っておりまして、来月、荒川区の方へ営業にお伺いをさせていただきます。

この備蓄強化と、先ほど申し上げました 19 社ならびに 15 社、そして新たな市場とにらんでおります、ふるさと納税。それから、県内、県外の公共あるいは民間を問わず備蓄、それから 0EM 受注。こういったものを見込んでおります。

今季 2,500 万円を見込み、来季も 5,000 万超を見込み、これが達成できますと、当工場の生産キャパの 60 パーセントに到達する見込みでございます。生産キャパにおける理想の生産実績といいますか状況は、自分たちは85 パーセントから 90 パーセント程度ととらえておりまして、来季到達できますとその上にさらに 25 パーセントの上乗せで、何とか粗利の中でもしっかりと決算に利益が出せるようなところへ持っていけるのではないかなと思っております。

なかなか厳しい経営状況でございますが、先ほども申し上げましたように、本来、黒潮町の情報発信力であります防災。こちらを有効に活用したこの備蓄提案が可能になったことにより販路は広がってまいりましたので、全力で今、営業を掛けているところでございます。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

今、町長から、私の質問に対してまともに答えていただいたのは初めてでございます。まともというがは、 ごめんなさい、ここの正面で直接答えていただいたのは初めてでございますので。

一生懸命、会社も取り込んでおられますが。私も経営についてはあまり詳しくないわけですけれど、我々が、 議会がこの会社の先々を考慮してゴーサインを出してですね、後押ししながら頑張っておられるということで ございますが。

先ほど、その大型の契約ができなかったというのは、どのような理由があったがでしょうね。もう全然ご破算になって、今後、そことの取引はないなるというようなことながでしょうか。

すいませんが。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

その件に関しましても、前回の全員協議会で説明させていただいた以上の進展はないんですけれども、破産ではなくって販売延期ということでございまして、今も関係性続いておりまして協議を重ねているところです。ただし、資金繰りのこともありまして、それ一本で経営計画がなかなか立てられないという状況でございます。いわゆる、創業機における赤字計上期。これをいかに短縮するかということで資金繰りをクリアしていかなければならないという状況から、例えば、1年後の大量受注のみを見込んで製造計画を組むわけにはいかないという状況にございます。よりまして、これまでのように1社に偏るのではなくて、自分たちで販売できる所は全力で取りに行く作業が必要になってまいりました。

よりまして、あちらの都合というよりはこちらの都合で、もしかすると取引量の圧縮ということも、自分たちが主体的に考えなければならないことだと思っております。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

要は、黒字経営で今後も頑張っていけると。そして、地域、黒潮町のためになるというような状況に落ち着いていかないかんわけですけれど。

先ほど、その缶詰の賞味期限が3年。まあ何とかクリアできた、一安心というとこでございましょうが。 これは、どうでしょうか、ほかの缶詰と比べて賞味期限はまだまだという感じなのか。いや、もう3年で十分ですというのか。

ここらはどうですか。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

基本的にはですね、缶詰の調理法から考えますと、賞味期限はもう少し長く打っていってしかるべきだと自分たちは思っておりますが、缶メーカーさんの方が3年の。缶ですね、中身ではなくて。缶メーカーさんの方の品質保証期限が3年ということでございまして。全国に流通している缶詰のほとんどは3年の賞味期限ということになっております。

現在、実は防災関連商品の中の缶詰商品の中で、一部3.5年という賞味期限のものが出始めました。こちらにつきましては、恐らく中身を考慮して自社判断ということになっていると思います。つまり、あまり酸度が強かったり、明らかに糖度に偏っていたりということは、少し内容劣化につながる可能性が高い商品ということになっておりまして。そうでない商品について、自社判断で3.5年を打たれた商品は、最近国内に出始めました。

しかしながら、一般流通向けでは3年の賞味期限があれば十分でございますし、備蓄の主流もまだまだ、90数パーセント3年の賞味期限ということになっておりまして、当面はこの3年でいかせていただきたいと思っております。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

もう一点お聞きします。

その缶詰、メーカーの3年ということで、それがまあ妥当だというようなことですけれど、その値段ですが。 これからふるさと納税もあって、今、設定されてるのが400円台ですか、500円台ですか、ことですが。これ をもっと安くするのか、もっと、2,000円ぐらいに高くするのか。こういう方向性は。まあ防災ということが メーンですので、高くはなかなかできないかも分かりませんが。

ふるさと納税で、こんなおいしい缶詰やったらよけ欲しいねというようなことが出てくるぐらいに、安く売 単価ができるのかできないのか。今、これで精いっぱいなのか。

そこらあたりをお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

現在、一般流通向けに製造しておりました、いわゆる9月以降に商品企画としてまとめた備蓄缶詰以外の一般流通向けの商品は、少し価格が高めに設定をされております。ご承知のとおり、300円台後半から400円台ということになっておりまして。

なかなかですね、その価格帯では、公共団体の備蓄の提案は、まず無理だと思っております。

で、9月以降で備蓄商品として、一個当たりのレシピから大量製造レシピまで、固めた商品が6種ございます。できれば今日、懇親会の中でちょっとご提供させていただければと思いますが。

その6商品につきましては、基本的には一般公共団体、いわゆる住民の皆さまのための備蓄をされる所につきましては、一缶当たりは250円でお納めさせていただいて利益が出る構造とさせていただいております。

民間企業にお買い求めいただく場合は、少しそれに上乗せをさせていただくと。こういった販売計画、単価 設定になっております。

商品 MD の見直しの中で、まず安価に、安定的に供給できる備蓄商品の6種をまず固めたのが9月以降の話で ございまして。それ以前に自分たちが作っている、現在も作っておりますが、一般流通向けの少し価格帯の高 い商品。こちらは販路の限定をすることで、この価格帯を守りたいと思っております。

実際に東京の小売さんなんかに聞くと、価格は問題ないですというようなご意見が多数です。ただ、県内になりますとまたちょっと反応が違いまして。

といったことから、まずはそういった価格帯に問題がなくて、味、それから私たちの商品のコンセプトに共 感いただける所へ販促を掛けていく作業を、今、行っているところです。

特に今、先ほど申し上げました大量受注を見込んで、社員は4名ですけれども、パートさん、短時間ですが16名を抱えております。この方たちにもう少し終業時間を伸ばして、しっかりとしたお給料が払えるようになるためには、利益構造をしっかりと確立する必要があると思っております。

引き続き、営業に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

缶詰工場もまだ創業して間もないわけですけれど、私は議会議員としてですね、やっぱり、世の中は石の上にも3年というようなことがございます。で、やっぱり3年ぐらいは大きな判断で見守っていくべきかなと考えておりますが。それ以後どういう状況になるのかは、年々年々、見ながら考えていかねばならないと、自分にも厳しく感じております。こういう工場が成功するように願いながらおりますので。

町長、最後に、今後の自信があれば、これからもやっていきますというようなことをひとつお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、お答えさせていただきます。

多額の工費も投入しておりますし、また抱えてる雇用も、短期間での雇用にしてはかなりの多くを抱えております。何が何でも成功させなければならないと思っております。

また、今回の3年の賞味期限が打てるようになりまして、自分たちがもともとやりたかったその備蓄商品ということに手が出せるようになりました。今は営業に回らせていただいて、商品のご提案だけではなくて、実

は全国の支援ネットワークの構築の仕組みのご提案も併せてさせていただいているところです。短期的には経 営確率をしっかり行って、町内に雇用を生み、それが地域経済に波及できるよう、これは原料調達も含めてで すけれども。まず、そこを目指すことが第一でございますが。

自分たちがやってることでなかなか手前みそになりますが、社会的に存在意義のある会社だと思っておりま す。よって、何が何でも成功させたいと思っております。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

次に移ります。福祉施策についてということでお伺いします。

我々の町では、雇用がない、体の具合が悪い、高齢化になった、こういう生活苦の住民の悩みにどう応えていくかが我々の命題でもありますが。

福祉と生活のギャップを取り除き、安心して生活をするにはどうしたらよいか。今、そういう住民が実には おられます。そういうことも踏まえて、執行部はこのような問題についてどう考えるかお聞きしますが。

まず1番ですが、年金生活者で悩み事のある相談はどれくらいあるのか。どれくらいが相談においでて、納得して帰っていただけるのか。

そこらあたりの状況をお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

それでは、山﨑議員の一般質問の5番目の福祉施策についてのご質問の1番目のご質問、年金生活者の悩み 事の相談の状況について、通告書に基づきお答えします。

ご質問は年金生活者とのことですが、年金生活者の相談件数の集計はありませんので、高齢者の相談件数についてお答えさせていただきます。

高齢者の相談につきましては、地域包括支援センターの総合相談事業が主な相談窓口となると思われます。

この総合相談事業につきましては、高齢者本人や家族、近隣の住民の皆さまから相談を受け、戸別訪問や関係者からの情報収集により支援を行うとともに、継続的あるいは専門的な支援が必要な場合には、関係機関でケース検討会議などを行い、それぞれの高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげていく支援を行うものです。

この総合相談事業の相談件数につきましては、虐待や権利擁護の相談を含めて、26 年度の実績で 2,335 件、 平成 27 年度のこれまでの実績で約 1,310 件程度の相談件数があります。

また、生活困窮による生活保護の相談件数につきましては、平成 26 年度の実績で 26 件の相談があり、その中で、年金受給者の相談件数は 13 件あったところです。

次に、納得されているかとのご質問につきましては、相談者それぞれについて、支援の有無にかかわらず、 担当する職員全員が納得していただけるよう一生懸命対応に努めているところですので、ご理解をいただきた いと思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

この問題は、相談に来られて、納得してるかしてないかは、対応された職員の方、担当者しか分からないであろうと思いますし、それから、相談に来られた方の対応、表情。こういうもので感じ取れねばならないかと思いますが。

もうちょっとこういうことをお話ししてたら、もうちょっと理解してくれたかなと。それから、もうちょっとこういうふうに優しく当たったら、帰りも笑って帰ってくれたかなというような状況にですね、できるだけ 職員が親切、丁寧にやっていただけるようにお願いしたいと思います。

かなりの件数が来ておりますけれど、相談に来てよかったねというような、まあアンケートでも取れりゃー番ええかなと思うがですけれど。住民は、相談に来てもますます不安になったとか、安心できなくなったというような状況もあるかと思いますが。ぜひですね、やっぱり反応はしっかりと受け止めて。誰々さんが妙に、おいでてたけど心配だから、もう一度ご家庭へ行ってもう一度説明しょうか、というぐらいの余裕のご配慮があったらありがたいかなと思います。

それでは、次に移ります。2番ですが。

よく新聞や社会問題になる貧困問題で、行政が後手になることのないように、相談に来られない人には家庭 へ行って相談に乗ることはできないかという質問ですが。生活 110 番のような精神で、不幸な住民は出さない 取り組みはできているのかということでございます。

これは、行政がもう一歩、もう一つ手だて、もう一つ親切してあげたら、今言うニュースに載るような、いつの間にか苦しい生活の中で亡くなっていたというようなことのないような、配慮というか手だてをするためのことを考えているかということでございますが。

ひとつよろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

続きまして、山﨑議員の一般質問の5、福祉施策についてのご質問の2番目のご質問、訪問による相談活動や取り組み状況について、通告書に基づきお答えします。

1番目のご質問で答弁しましたように、地域包括支援センターによる総合相談事業につきましても、担当職員が戸別訪問を行いながら、情報収集や課題解決に向けた取り組みを行うこととしておりますので、相談者からの要請や必要性に応じ、適切に訪問による相談活動を行っております。

生活困窮や心配事を抱えている皆さまにつきましては、相談があれば、相談内容の解決に向け、支援や情報 収集を行うとともに、場合によっては、関係機関が集まってケース検討会議などを行い、どのような支援が必 要かを把握しながら、適切なサービスや制度の利用につなげていくことができるよう支援を行っているところ ですので、ご理解をいただきたいと思います。

また、生活困窮者に対する支援としましては、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、 高知県から委託を受け、黒潮町社会福祉協議会が専任職員を設け相談窓口を開設しており、役場の関係機関と 連携を図りながら支援を行っているところです。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

担当課長も一生懸命頑張っておられまして、あれですが。

現実的に、そういうニュースになるような記事を見たときにですね、もう一歩、行政がかかわってたらということが多々あるわけですけれど。

課長として、ああいう記事、新聞で、部屋の中で老夫婦が餓死されてたとかいうようなニュースもあります。 そういうことに、どんなアンテナを立てて黒潮町の中ではやっていくと。絶対、黒潮町の中でこんな悲惨なニュースは出さんぞという考えがあれば、そういうお気持ちをひとつ聞かせてもらいたいがですが。

よろしくお願いします。

議長(矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

山﨑議員の再質問にお答えします。

新聞記事などを見ると、非常に責任を痛感したり、すごく切実な気持ちになるのは事実でございます。

その関係もありますが、継続的な支援や多課にわたるような支援につきましては、ケース検討会議を実施しておりまして。実は、この12月議会中の開会日であります12月10日と、12月14日にもケース検討会議を行いまして、それぞれの対応についてみんなで協議をしながら対応に当たる。当たっているような対応をしているところです。

お答えになったかどうかは分かりませんが、実情はそういう状況です。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

新聞等で世間でニュースになるような事件や事象が起きたときにはですね、わが町の住民がという認識を持って、もしこんなになったらどうするかということを。

これは、ニュースで結果が出たときには、言葉は悪いですけれど、自分たちのええ見本だというような考えを持って、今後こんなことを起こさないという研修をしていったらどうかと、私は思うわけですが。いっつも、繰り返し巻き返し、こういう悲惨な状況が出てくるいうのは、やっぱり行政の何か不足してるところ。法律論だけで、ここまでしか入りません、ここまでしか応対できません、予算もこれまでですというようなことになりますので、そのギャップを今後考えていかないかん。で、新聞等のそういう記事なんか出たら、我々に対して反面教師というような感じで、勉強の課題にせないかんと思います。

ぜひ課長、こういう福祉の面を一番で頑張っておられる方ですので、そういうことも踏まえて、もう一度お答えをお願いします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

大変激励されたというふうに感じております。一生懸命頑張りたいと思いますので、ご支援もよろしくお願いします。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

まあ一番ネックになるのは、その法律論とか、決まり事だけで人間を処理したらいかんと。対人関係はもっと懇切丁寧にということですので、よろしくお願いします。

それから、3 番へ移ります。生活苦に対する町独自の補助金、扶助費の検討や改善策は取れないかということでございますが。

これはやっぱり、私の場合、年金とかいうて書いておりますけれど、生活苦になったらにっちもさっちもいかんわけですので、この生活苦の方をどう我々がキャッチしていくかということでございます。

ほんで、彼らというかそういう方はですね、もう明日をどう生きるかというとこまで毎日毎日が心配でございますので。私は、例えば年金生活だけで、高齢で、独居で、動きも鈍くなったというような状況のときに、日々の生活費がどれだけ要る、食うていけないというような状況が出てくるわけですので。そのときに、黒潮町独自の扶助費、これを考えていかないかんのではないかと思いますが。

条件を絞るのが大変難しいかと思いますが、黒潮町独特の、黒潮町の町の住民で絶対人の命を奪わんというような、そういう目的を持ってですね、生活苦の方に扶助料なり補助金なり、そういうものを出していくという、こういうことを考えていただきたいと思います。

それから、それはですね、必ず町の財源の要ることですので、それをどの程度に考えていくか。年間、黒潮町内にはそういう方が10人おられるのか、100人おられるのか。そこらも調査もせないけませんけれど。例えば、200万、300万のそういう予算を毎年組んでですね、緊急的にどうしても、例えば、ひと月ならひと月、この方が生活できるようにやっていこうという、町独自のものを発信していただきたいわけですけんど。

お考えをお聞きします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

山﨑議員の一般質問の5番目の福祉施策についてのご質問の3番目のご質問、生活苦に対する独自の補助や 扶助の検討などについて、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されますとおり、黒潮町におきましてもご高齢の方で年金が受給できない方や、わずかな年金の収入しかなく、年金だけでは日々の生活を支えることが難しく、生活に困窮される方がおられるものと考えております。

このような皆さまに対する支援としましては、生活保護制度があるものと考えておりますが、生活に困窮されている高齢者の中でも生活保護制度の基準に該当しない方もおり、そのような皆さまへの支援が課題となっているものと認識しております。

このような場合には、基本的には子どもや兄弟などのご親族が支えていく必要があると考えますが、支援が できるご親族等がいない場合もあります。

町では、これまで生活困窮者で支援をする人がいない場合、ご自身の入院時に、下着やタオル、衣類などが 準備できない場合は、地域包括支援センターや社会福祉協議会で入院のための準備をするなど、応急的な対応 を行ってまいりました。

また、生活維持の資金として、社会福祉協議会が行っている小口資金貸付制度を利用するなどの支援も行っております。

議員がご指摘されますようなご高齢の生活困窮者に対する支援につきましては、基本的には、一例とはなりますが、高齢者でも就労できる雇用の場を確保したり、低額な配食サービスを実施したり、また、高齢者用に

低廉な住宅などを整備することで、日常生活に困窮されている高齢者の皆さまを社会基盤全体で支えるなど、 包括的な施策の中で総合的な支援につなげていかなければならないと考えており、議員がご指摘される補助や 扶助の制度化は、議員が言われましたとおり制度の基準などが難しく、また課題も多いことから、これらの検 討と並行して検討しなければならないと考えております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

私はここで、そういうギャップのあるような実態をですね、ただ単に質問しているわけではありませんので。 ほんとに悩んでおられる方がおります。ぜひですね、難しいかも分からん。この問題を言うと、食べれんが やったら生活保護というような単純な発想でなくてですね、やっぱり生活保護で国に見てもらうという観点も 大事です。もちろん生きるためには、憲法25条で示されてるように、その最低限の生活。こういうものがござ いますので、国の責任で当然、生きる権限を十分に発揮してもらわないかんわけですので。

我々は、その法律と法律の間で、できるだけ町民のために役に立つというような考え方をしていくわけですけれど、それでも光の当たらん部分に対してどう対応していくかということでございます。これはやっぱり行政マンとして、その光の当たらん部分が何なのかということは、やっぱり常日ごろ検討していかないかん問題でありますので、課長、ぜひ今後も十二分にですね、課内でも、それから庁舎内全体ででもですね、光の当たらん問題を考えていただくようにお願いしたいと思います。

もう一度、お願いします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

ご指摘のとおり、ご高齢の生活困窮者の支援は大変大きな課題であると認識しております。制度化の難しさ については、議員もご承知のことと思いますので割愛をさせていただきますが。

支援につきまして、一時的な資金を支給する制度につきましては、抜本的な解決にならないというふうに考えております。一時的にはしのぐことができても抜本的な解決にならないというふうに考えておりますので、やはり基本的には社会基盤全体で支える仕組みであったり、高齢者に優しい社会をつくることであったりが大きな目的であろうというふうに考えております。

それらと並行しながら検討もしていきたいと思いますので、ご理解もよろしくお願いしたいと思います。 以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

ちょっと今の課長の言葉で気になったがですけれど、当然、社会全体で考えていかないかん。国、市町村、 全体の行政の中で考えていかないかんわけですけれど。

答えにならんからという考え方ではなくて、一つ一つを解決していこうという考え方に立ってもらいたいわけです。できるとこからやっていこうねと。これぐらいの財政規模であれば、これぐらいの条件の人であれば、助けていけるねというようなことを考えてほしいということですので。これを大風呂敷にし過ぎてですね、社

会全体が、法律とか何とかが足らんからとかいうような考えじゃなくて、私の質問の仕方は、町内でできると こから。

で、予算については、副町長、予算配分もそういう事例があれば考えていこうというようなことはお持ちですかね。要するに、もう今財政が厳しいので、何もかにも打てれんということであろうかとも思いますけれど。 町民の命を守るという、津波の話でもそうですけれど。そういう視点に立てば、どんな方でも苦しいときには助けていくがが黒潮町の使命じゃということになってもらいたいですが。

ええ案があれば予算化もするということでよろしいですか。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

生活困窮者への支援、補助、扶助とかいうことやと思いますが。町で補助、扶助を行うためにも、やっぱり 一定の基準、そして制度を作る必要があるかと思います。

その中で基本になるのが、課長の答弁でもありましたが、生活保護制度がまず基本でないかというふうに思います。

その上で、まず資産があったりして生活保護がもらえないので緊急的に資金が要るとか、そういう方とかを 個別でいろいろ拾い上げてですね、どういうふうな対応ができるかいうところあたりを研究していく必要があ ると思いますので一足飛びにはいかないと思いますが、課長が言いましたような社会的なことを含めまして検 討をする必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

よろしく。やはり行政は頭を悩ましてなんぼのもんですので、ひとつよろしくお願いします。

カッコの4に移ります。民生委員、それから保護司等の待遇改善はできないかという質問でございます。

また、保護司に公共の施設や、特定の会議室、特定の場所を提供し、そういう所が活用できれば保護司等も安心できるのではないかという考えで、この質問を出しております。

民生委員さん、それから児童委員さんですか、こういう方も日々お忙しい。それから、それぞれ使命を受けて、自分たちの家庭もなげうって、こういう仕事に対応していただいておられる。保護司も同じでございます。

そういう場合に、一番私もその経験上も感じるわけですけれど、国の、総務省とか法務省が決めた、この各委員さんの報酬とかがいかに少ないか。このことが一番感じられるわけですけれど。これだけ一生懸命地域のために頑張っておられるのに、毎年毎年任命をして民生委員さんにお願いすると。国は一度お願いしたらそれっきりでございますが、やはりもうちょっと手だてをしてやらないといけないのではないか、このように感じてますので。1点目はそれと。

それから、今言う会議室で、保護司さんも保護司さんで自分の家庭をなげうってですね、保護司としての使 命感に燃えてですね、その職務を遂行するわけですけれど。その中で、保護司は保護司なりの悩みがございま して、やはり大事なお話をせないかんことがいっぱいあります。それも、マル秘でございます。

こういう場合に、その保護司の方と対応される方も含めて、安心して相談事ができる。そういう部屋をぜひ 構える必要があるのではないかと思っておりますので。 まず、答弁をお願いします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

山﨑議員の一般質問の4番目のご質問、民生児童委員や保護司などの待遇改善と保護司への支援について、 通告書に基づきお答えします。

まず、民生委員や保護司等の待遇の改善についてお答えします。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において社会福祉の増進を努める方々であり、民生委員法第10条に、民生委員には、給与を支給しないものとし、と規定されており、無報酬であることが原則となっております。

また、保護司につきましては、法務大臣から委嘱を受け、犯罪をした者および非行のある少年の改善、更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める方々であり、保護司法第11条に、保護司には、給与を支給しない、と規定されております。

しかしながら、活動内容に応じて、保護司実費弁償金支給規則に定められておりますとおり、一定の実費弁 償金が支給されることとなっております。

このため、民生児童委員および保護司の抜本的な待遇改善につきましては、法令等に定めがあることから、 基本的には、法令を定める所管省庁が検討すべきであると考えますが、町としましては、民生児童委員協議会 に、および保護司会に対して、一定額の補助金を交付して活動費としてご活用をしていただいており、ある程 度の待遇の改善にも寄与しているのではないかと考えております。

次に、保護司への会議室等に関する支援につきましては、毎年行われます、社会を明るくする運動のメッセージ伝達式で、町長や副町長と意見交換を行う場を設けており、保護司の皆さまから直接、意見や要望をお聞きしております。

その中で、議員がご指摘される会議室の利用などにつきましても要望が出されております。

会議室等の利用につきましては、保護司の皆さまから要望があり次第、会議室を用意し、利用していただく こととしておりますが、現在のところ、町に対して直接、要望等は届いてはおりません。

しかしながら、黒潮町社会福祉協議会を通じて、平成26年度に1件、平成27年度には2件の会議室の利用の要望があり、社会福祉協議会が会議室等の施設を用意することでご活用をいただいている状況です。

このように、要請等に応じ、可能な限りの支援を行っていくこととしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

現在、その民生委員さんとか保護司は、町内で何名ぐらいおられますか。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

山﨑議員の再質問にお答えします。

民生委員につきましては、大方地域32名、佐賀地域19名で、51名おります。

保護司につきましては、幡東保護司会で、黒潮町の保護司として 10 名がおります。幡東地区保護司会は黒潮町と四万十市の保護司会で、合計 37 名となっております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

民生委員さんが町内で51名。

この方たちの任期は1年交代でしたかね。2年でしたかね、3年でしたかね。3年交代で就任されるわけですけれど。

この民生委員については、各部落の区長さんもですね、毎年毎年になるのか3年目でなるのか、少しずつ交代されてと思うんですので毎年じゃろうと思いますけれど、任命に苦慮しております。で、なぜ苦慮するのかということは、原因は、一つは今言う報酬が、給与とかいうものがないということだろうと思いますし。それから、住民のためになる、大変配慮を要する仕事であるというふうに感じますので。

この黒潮町は、本所も任命したら終わりということでなくですね、こういう実態をやっぱり本所の方へ投げていくことが大事じゃろうと思いますので。

これ、町はどの程度民生委員さんとかかわってるのか、保護司とかかわっているのかがちょっと今分かりませんけれど、もっとかかわりを持って、生の声を本所、国の方へ挙げていくようなことを考えないかんと思いますが。

その点はいかがでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

昨年度ですが、高知県内でも定数に関して欠員があることから、高知県でも民生児童委員の待遇改善について聞き取り調査などを行い、検討をしてまいりました。

その結果、当面は高知県でも補助金等のアップは行わず、社会福祉協議会などに支援や協力体制を求めることで対応しているということです。

ちなみに、民生委員一人当たりの活動費としての補助金額は、高知県から5万8,400円、黒潮町から6万3,000円の、活動費に対する補助を行っております。

そのような状況も踏まえまして、高知県では調査の結果、社協等の関連する所に協力をお願いするという措置を行っております。

補助金の増額につきましては、町の方でも検討したことはございますが、金銭のために民生委員活動をやっているとの住民の皆さまからのご批判を受ける可能性もあるというご意見も、民生委員の方からもありまして、慎重に補助金アップ等については検討する必要があるということで、今、検討を行っている状況です。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

民生委員の問題は、以前、同僚議員の宮川議員からも質問があったようですが、その後どうなっているのか

ということも聞いておりますが。そのことはそのことで、ちゃんとお答えしてあげてください。議会の場で言うべきならば、議会の場で報告もする。それはぜひお願いします。

それから、今言う、大事な仕事しよう。ほんで、まあそれなりに。

これは年間ですか。先ほどの金額は。一人当たり。

(宮川課長から何事か発言あり)

こういう制度があって、一生懸命やられてる。

で、本人たちは、この大事な業務をそんなお金でうんぬん言われるのは嫌だという考えの方もおるようですが。現実的に、そしたらその、今、現実にやられてる方が一生懸命やって高齢化していく。高齢化していたときに、じゃあ次に後継が育つかどうか。それを頼みに行ったときに、すぐにできるかどうか。ここらが一番、担当者、それから行政もそうでしょうけど悩むとこだと思います。

それから、区長さんもしかり。区長さんは毎回毎回、次誰にやってもらおうかという悩みを持っております。 ここらをやはり、継続的にできるようなことを考えていくべきじゃろうと思います。

先ほど言った、保護司の部屋の関係はどう言われたかね。そうせんと、大事な問題ですので。

もう一度、僕は聞き漏らしておりますので、部屋の関係をどうするかをお聞きします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

山﨑議員の再質問にお答えします。

保護司の要望は、専用の部屋を用意してほしいというご要望が、メッセージ伝達式の中でございました。 町の施設につきましては、本所、支所とも手狭で、本所につきましては会議室の確保もできないほど狭いという状況はご存じのとおりだと思います。

また、町の遊休施設につきましても、現在老朽化が進んでおりまして、会議室等に利用できるような状況ではございません。

しかしながら、新たな遊休施設ができた場合など、検討をしていきたいと考えておりますので、保護司の皆さまには会議室をお貸しするという対応で、当面お願いをしたいというふうに考えております。

また、民生児童委員の皆さまにつきましても、専用の部屋は持ってないことから、会議室の利用の状況であったり、民生児童委員の皆さまとも相談しながら、適切に部屋の準備を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山﨑君。

4番(山﨑正男君)

民生委員、保護司、共にですね、町民にとっては大切な役割を担った方でございますので、ぜひ今後も、その民生委員の協議の中でとか、それから、もしその連携とかいうことでそれぞれの悩みを聞きながら、行政でできることを速やかに対応していただきたいと思います。

特に保護司なんかは相手がおりますので。もちろん民生委員もおりますけれど。相手があって、秘密の中で 対応せないかんということがあります。人のあまり出入りがある所でもいけないし、かというて、誰もいない とこではまた心配事もございますので、そこらも配慮した協議をされて適切に対応していただきたいと思いま す。 私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長 (矢野昭三君)

これで山﨑正男君の一般質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩します。

休 憩 10時 54分

再 開 11 時 10 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君。

7番(小永正裕君)

一般質問を行います。

今回は2問についてお伺い致します。

1 問目は、前回 9 月定例議会で一般質問として出しておりました地方創生と少子化問題で子育て支援についてお伺い致しましたが、この 10 月末をもって子育て支援を含めた地方創生事業の骨子案ができるというふうなご答弁がありましたので、それについて明らかにしていただきたいと。

まず1回目、よろしくお願いします。

議長(矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは小永議員の一般質問1問目、子育て支援策について、通告書に基づきましてお答えを致します。 質問要旨にございます、10月にできるという子育て支援策ということですので、9月議会でもご答弁をさせていただいた黒潮町版総合戦略に関して、その後の策定状況などの経過も含めてご答弁させていただきます。

今議会の中島議員の一般質問に対してご答弁させていただいたとおり、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合 戦略につきましては、10月をめどに骨子を作成し、その草案を基に策定委員会でのご意見を賜りながら、平成 28年1月の完成予定で策定中でございますので、まずそのことのご理解をお願いしておきます。

現在の黒潮町総合戦略の骨子こと草案におきましては、子育て支援策については基本目標の 2、新しい人の流れをつくるでは、転出の抑制の部で安心して住み続けてもらう方針に位置付けられており、その具体的な事業としては、医療費助成事業や出産祝い金、ならびに出産育児一時金などが計画されてございます。

また、基本目標3の若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるでは、数値目標として合計特殊 出生率の増加を掲げ、平成31年に1.64としており、基本的な方向としては、誰もが安心して子どもを生み育 てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携をし、子育てを支える 環境づくりを推進し、結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるため、切れ目のない支援体制を整備するこ とや、国や県よりも低い合計特殊出生率が続いている黒潮町は、県が目標としている出生率まで出生率を引き 上げていくことを目指しています。

さらに、結婚を望む若い世代が黒潮町で結婚して定住できるように、独身男女の交流の場づくりや、子育て世代が望む子どもの数を安心して生み育てられるように、生活の安定化を図るとともに、仕事と家庭が両立できる環境づくりに取り組む方向性を示しています。

その具体的な事業としては、子育て支援策の充実として、平成27年3月に作成した黒潮町子ども・子育て支援事業計画にも沿った内容で進めることとしてございます。

また、昨日町長の方から池内議員へのご答弁をさせていただいた子ども支援策について、国の方でも新しい 情報が入ってきておりますので、今後の策定部会ではその詳細を詰めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

小永議員。

7番(小永正裕君)

私の質問は、今回同じような質問を出されておる同僚議員が何人かおられますので、重複するか、あるいは 私の方を省くかいうふうな進行になろうかと思いますが、よろしくお願い致します。

ただ今、総務課長の方から言われました、あの出産祝い金、出産一時金ですか、が金額を決めてお祝い金出すようにしたというふうな話がありましたが、それと、あの出生率を 1.64 に、平成何年か、30 年ですかね、高めるというふうなお話でございました。

それと、子育て支援策で国から新しい考え方が出てきておるというふうなことをお伺いしましたが、これ具体的にはどういうふうな内容で出てきておるのでしょうか。

とりあえず教えていただきたい。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

具体的な数値ということのご質問でございますけれども、策定部会の方では総合戦略の草案といったところで検討をしてございまして、具体的な事業はこのようなものが掲げられるといったところでございまして、数値等はまだ出てはございません。

そして、昨日の国からの情報ということでも町長の方からご答弁させていただきましたとおり、内容がまだ こちらの方、掌握できてございませんので、新しい情報が入り次第また策定部会等でも内容を詰めてまいりた いと思ってございます。

28年1月にはまたご提示できようかと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

小永議員。

7番(小永正裕君)

まだ具体的な数字は分かりませんということでございましたが、政府の方から出されております地方創生関連、平成28年の当初予算に間に合わせるというふうな一応の予算が出ております。これはまあ概算でございましょうが、地方財政計画の歳出に1兆円を計上するというふうに出ておりますね。国の今の計画では、このレベルを5年間継続するというふうなことを発表されております。大きな額でございますが。従来の縦割り事業を越えた取り組みを支援するというふうなことが非常に重要なこととなっております。

ちょっと私が読んだところを紹介致しますと、マル1番として先駆性のある取り組み。官民協働や地域関連の連携、地方創生の事業推進主体の形成。中核的人材の確保育成などなど。それからマル2としまして、既存事業の隘路(あいろ)を発見し、打開する取り組み。既存制度に併せて事業を行うのではなく、地方公共団体自身が既存事業の隘路(あいろ)を発見し、打開するために行う取り組みと。

私、今まで何回かこういう役人の方の書いた文章を読んでまいりましたが、この隘路(あいろ)という言葉

が出たのは初めてでございます。びっくりしましたですね。

既存制度に併せて事業を行うのではなく、地方公共団体自身が既存事業の隘路(あいろ)を発見し、打開するために行う取り組み。繰り返しましたが、ほんとに私はこれびっくりしました。この隘路(あいろ)という言葉の意味はですね、私、たぶん考えてみたところ、この隘(あい)という字は狭隘(きょうあい)の隘(あい)なんですね。狭い、非常に窮屈なというふうな意味だと思いますが、隘路(あいろ)の路(ろ)は、線路とか国道の路線とか、そういう意味の路(ろ)ですから、道のことですね。非常に狭い道を発見しですから、地方公共団体自身が既存事業の抜け道といいますか、狭い道を自分で発見し、打開するために行う取り組みと。これに1,080億円交付しましょうというふうなこと発表されたんでして。今、こういうの画期的なことなんですね。

だから全国の自治体が手を挙げてですね、補助金くださいというふうに申し込みはあると思いますが、ある程度の、各、その個々の公共団体が、よっぽど将来性のある、あるいは拡大性のある、あるいは継続性のある、あるいは多くの人が参加できる。あるいは、子どもがどんどん増えて少子化が改善されて、全国の人口も下げどまって増えてくると。そういうことを上から目線でこうしなさいああしなさいという事業を政府が振り分けじゃなくて、地方自身が自分の身に合ったアイデア、考え、方向性を出して、こんなことやるから補助金くださいというふうなことを上に上げてきてくださいというのが、このまざまざとですね、この隘路(あいろ)という字にですね、隘路(あいろ)を発見しと書いてあるんですよ。いや、たまげましたね。

これは地方の本当のやる気、どこまでやるかいうことを一つの物差しとして出した言葉じゃないかというふ うに自分では自分勝手に理解したわけですけど。

非常に、上からの指示を待つんじゃなくて、各自治体が自分で知恵を出して、これまでのおんなじ流れではいかんと、違うやり方をやっていかんといかんいうふうなことを発見して、こんなことやるから補助金くださいというふうに言っていくべき、新たな地方に出す新型の交付金というふうに私自身が理解したとこでございますが、実際のとこを執行部の方はどう思ってるわけでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは再質問にお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、先ほどの隘路(あいろ)の部分ですけれども、これも今回の地方創生の一つの大きな、これまでと違った切り口であると自分たちも思ってます。

特性2つございまして。1つはですね、これは地方版総合戦略を策定するときにも議会にも少しご説明をさせていただきましたが、包括的な支援策。つまり、出産は出産、子育ては子育て、あるいは育児は育児というような、個別の政策ではなくて包括的な支援施策。これを全体としてとらえたときに、例えば出産と育児はそこそこ町がやってますと。ただし、育児をする際に掛かる経費についての上乗せの制度が町としてあれば、もっと包括的な相乗効果が表れるのにといったようなところで、体系的な弱さのところを発見して、そこへ強化をしなさいということです。これがまず第1の特性でして。

第2の特性は、それを国が支援するということです。つまり、今やってる助成制度で足りている部分のところ。これ、ほぼ国の施策であったり、県の施策を使ってるわけですが、もう少しここに強化をすれば相乗効果が表れるのに、国や県にその制度がないといったときに比較的自由度の高い交付金を用意しますということが特性となっております。

つまり、こういうことになっておりまして、実は黒潮町も基礎交付分以外で上乗せ交付を第三セクターが頂

けるようになりました。あの予算案では確か仮想ソフトで説明させていただいておると思いますけれども、国 費で財源を組み替えをさせていただきたいと思っております。そのように、自分たちがやってた第三セクター は先駆的な取り組みということで、ご評価をいただいて上乗せ効果をいただいたということになっております。

来年度から地方創生は同じくそういう流れでいきますが、緊急的に明日内閣府の方から公表ありますけれども、一億総活躍の枠でも補正が組まれるようになりました。約1,000億でございます。こちらの方の協議も現在進めておるところでございまして、なかなか線引きが難しくて、地方創生と総活躍の。どちらへどういう作文が適してるのかということはもう少し情報収集しなければ分かりませんけれども、積極的に提案をし、議員からご指摘いただきましたように予算の獲得に動きたいと思っております。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

一応、そしたら黒潮町としては、地方創生の方から出るか、また別の方から出るか分からんけども、三セクに対して財源組み替えで新たに補助金を頂けるというふうなことは決まったということでございましょうか。 それはそれで非常にありがたいことでございますし、やりがいがあることだと思いますが。

問題は、これからどうやって営業成績を拡充し、拡大し、雇用がいかに図っていかれるかと、いけるかというふうなことにつながろうかと思います。継続という言葉が何よりもこの5年間で基礎づくりをするための地方創生の財政収支でございますから、これまでのように補助金が出た年度だけ成功といいますか、動きがあって、あとはぱたっとやまってしまうような動きでは一億総参加の活躍するというふうな状況にはなり得ないというふうなことでございますので、第三セクターもぜひとも、先ほども出ておりましたけども頑張っていただいてですね、黒字をわき出させていただきたいと、ぜひ努力をお願い致したいとこでございます。

今の、保育園とか子どもの子育ての支援の方にも一緒になりますけども、まだ具体的な案は、総務課長の言うにはできてないということでございまして、3月の当初予算にはそれがはっきり分かるというふうなことで理解してよろしかったわけですかね。

分かりました。そしたら、そのときまで待っております。

それから、自主財源、自由に使えるものがあれば、今の子育で支援なり、保育園の保育料を安くさせたり、自由にできると思うんですけども。藤本議員がよく取り上げて言われております、その地方出身の方が故郷にふるさと、まあ寄付でございますか、非常に最近目立って金額が増えておる市町村があります。高知県では奈半利が一番大きな金額もらってるなあと思ってましたけども、隣の四万十町が突然ですね、3億円というふうな大きな金額示されましてですね、私もぶったまげたわけでございます。こういうものがあればですね、地元の再生なり、地元の成長なり、あるいは子どもの育成、支援、自由にできると思いますね。これからもですね、地方財源。缶詰工場ももうかってもらえるというふうなことと併せてですね、もう補助金だけに頼らず、こういう自分の力でやっていくいうことも地方創生の大きな意味があるんじゃないかと思うんです。

ここのあたりは先ほど答弁が、これまでに今議会でもありましたので答弁は要りませんが。私が思うには、 これからの子育て支援について、この町の発展についてはこれまで以上の、やってきたこと以上にプレミアム プラスというふうなものが必要じゃないかと思うわけですね。

例えばですね、ある自治体によりますと、いろんな項目を子育て支援、育成に事業を構えて、自分の町で考えて実行しておるわけですけども。例えば、1 つ目は結婚祝い金として 5 万円。これは当町でも行われてることと思いますが。

出産準備金として10万円。これも当町があると思いますけど。

それから3番目。出産待機中の、例えば出産を黒潮町じゃなくて東京に行って産みたいと、実家が向こうであるというふうなときに、奥さんのですね。そういう宿泊代出してあげると。

4番、これもおんなじようなもんですが、里帰りをして出産する。その、今の嫁さんが大阪なり東京なり遠いとこから来ておったら、そちらへ帰る、その交通費を助成する。

それから5番目に、不妊治療のために掛かる費用。これは年間3万円まで助成します。不妊治療に要した医療費、これを1年間で3万円。治療に通った交通費、宿泊費は限度額30万円として支給する。

それから、お子さんの誕生されました、1 人目のお子さんのときにはお祝い金として 10 万円。2 人目は 20 万円、3 人目になりますと 50 万円、4 人目には 100 万円をお祝い金として支給すると。

それから、7番目にはチャイルドシート購入費の助成ということで、購入金額の2分の1を助成しますと。 補助基準、上限が4万円ということに決めておるらしいです。

それから8番目に、引っ越してきた子どもに奨励金。18歳以下の児童が転入したとき、一人につき5万円を支給する。

それから9番目に、学校なんかが大会や試合のための遠征費などの助成。これもやりますと。小中高生が町外で開催される学校行事以外の各種大会、コンクール、発表会、その他、教育長が認めた行事に参加するとき、一回の大会等につき1万円、練習試合の場合は5,000円。

こういうふうな助成金なり補助金を出すと。

それから、小さな子どもたちに関しましてはですね、遊び場の整備、危険個所の改善に努める。子ども連れ が自由に利用できる新たな公園の整備を常に行っていくということですね。

これはほんとにね、各自治体が自分で考えだした方策なんで、もう既にやられてることなんです。これだけ 大事にされたらですね、出身地として親なり子どもたちが自分のふるさとを、こんなアイデンティティーが強 く持てるふるさとというものはほかにないなあというふうに自信持って、自分の出身地は黒潮町ですというふ うにですね、どこ行っても胸張って、こんなまちづくりしてますよみたいな話を堂々とできると思うんですね。

私が結婚するときに今の女房は、高知県というのは外国にあると思っておった、そんな人間ですから、割と高知県いうのは全国にあんまり知られてないんですよね。まあ、大西町長になって、34.4 メーターになって、一気に知られたということあるかも分かりませんが、それだけ昔から坂本龍馬以外、あんまり高知県、土佐というものは知られてなかったんですよね。

だから、ああ、こういう取り組みがですね、さっき言った狭隘(きょうあい)な道、隘路(あいろ)。これを 今までの概念を突破すると。ほんとに、この町上げて子育て支援にみんなで頑張って協力していくというふう な姿がこういう取り組みの中でよく見えますね。僕はこの場にまだ行ったことないんですけど、本を読んでこ ういうことが分かって、まだこれ以上のことやってる自治体もほかにもあります。

とにかく、大人が子どもを大事にする。よそから来る人も一緒にやろうよと。こっちへ来てくれたらこんなことやりますよ。やっぱり先ほどの、ふるさと納税の話やないですけど、やはり今はね、競争の時代になってますね。先に手を付けて、こんなアイデアを我々出したぞと、ぜひ皆さん認めてくださいと、こっち来てくださいよというふうなことを胸張って言えるようなですね、そういうまちづくりを今からどんどん進めていかないと、なかなか少子化問題、そういうのは無理じゃないかと思います。

ついでに今の政府がですね、今、子どもに国民健康保険の方で助成は各全国の自治体が自前でやってますよ ね。これをね、国の方が、この今規制して、国民健康保険料の方からその子どもの医療費に対して一切助成す るのをやめるという法律があるみたいなんですけども、それを撤廃するいうんですよ。地方自治体に出させて おったお金を、今度その法令をやめて、国の方が出すというふうに変わると思いますよ。だから近いうちに、 黒潮町で出しよった子どもが病院にかかった医療費は出さなくてよくなると。その財源は、また別の子育て支援に使っていただくとかいうふうなものに使っていただければありがたいわけですけどね。これはいつできたか分かりませんが、小泉さんのときにできた法律かどうか、はっきりそこまでまだよう調べておりませんが。とにかく、自前で出すお金が、全国の各自治体は子どもに関しての医療費は出さなくてすむようになると、もう近いうちになると思いますね。

そういうものも活用した子育で支援いうふうに振り向けていただいたらありがたいなと思いますが、いかがでしょう。もっとアイデアを出して頑張るというふうな声を聞きたいわけですが。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

お答えさせていただきます。

かなり多様な取り組みのご紹介もいただきました。それらもしっかりと精査をさせていただいて、どの施策が一番求められているのか、そして効率効果が高いのかを見極めたいと思います。具体的には3月に予算がくっ付いて、当初予算の提案となろうかと思います。

また、この子育ての支援策につきましては、現在子育てをされている世代からのご要望も非常に強いですけれども、実は子育てを終えられた世代の方からも、ぜひ次の世代もというようなご意見が多数挙がっておりまして、少し偏った予算編成になっても、住民の皆さまからは理解を求められやすい分野ではあるのかなと、自分たちは実感はしております。

ただ、予算をぶら下げるとなると全体調整が必要になりますので、また3月議会の方で具体的な提案を、金額を添えてさせていただればと思います。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

何とぞよろしく。この町の発展に力を尽くしていただきたいと思います。

それでは2番の。あと17分しかないですね。ばったり。

水道事業についてご質問します。

マル1、上水道敷設管の図面は存在するかどうか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、小永議員の2番のカッコ1、上水道敷設管の図面についてのご質問にお答えを致します。

図面につきましては一定整理をしていましたが、昨年度、水道管路管理システムの更新を行いました。水道 管網図につきましては、GIS、地理情報システムになりますけど、これの導入によりまして、給配水管路施設の 位置情報について電子化を図ったところでございます。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

そしたら図面はあるということでよろしいわけですね。

ありがとうございました。

2番目に、石綿セメント管という非常に弱い管が昔ありましたが、これはまだ残っているかどうか。 あれば、その場所と、どの程度の距離残ってるかを教えていただきたい。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、小永議員の2番のカッコ2、石綿セメント管を使用している場所、長さについてのご質問にお答えを致します。

現在、上水道の配水管としまして、一部、石綿セメント管を使用しています。

使用しています場所につきましては、この大方庁舎前付近の国道敷きになりまして、配水管の延長につきま しては約300メートルとなっております。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

ありがとうございました。

この件については、もう今度バイパスがこちらを通るいうことで、新しい配管がこちらを通ることで解決するというようなことを考えてよろしいでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

議員が申しますように、この場所につきましては現在国道敷きとなっておりまして、日々交通量も多く、現時点での更新については昼夜を問わず交通規制が伴います。困難な状況でございますので。

現在、国道 56 号大方改良事業に併せまして上水道の既管の排水管の新設工事を進めていますので、今後事業 が完成しますと当排水管の更新を計画してまいりたいと考えております。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

ありがとうございました。

それでは3番の、現在の上水道、簡易水道それぞれに現在および将来問題となる懸案はありますか。 新たな水源、あるいは上水、簡水の今の現状ですね。それと水質。

これは問題がないかどうか、1回目聞きます。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、小永議員の2番のカッコ3、上水道、簡易水道それぞれに現在および将来 問題となる懸案についてのご質問にお答えを致します。

本町の水道事業は、上水道が1事業、簡易水道が7事業、飲料水供給施設が2事業ございます。すべて町営の水道事業として、公営企業会計にて管理、運営を行っているところでございます。

平野部に位置します大方上水道や佐賀の簡易水道等では地下水を水源として利用していますが、その他の水 道施設におきましては中山間部に位置するため、地下水に乏しく、主に表流水等を取水し、ろ過等により浄水 をし、各配水池から給水区域に配水をしているところでございます。

上水道および簡易水道の共通課題としましては、昭和の時代に整備しましたので水道施設の老朽化や耐震化 への対応等が出てまいります。

また、人口減少に伴いまして、給水収益の減少で経営状況も非常に厳しく、本町におきましても、今後、水 道施設の更新や耐震化の財源確保および適正な維持管理を行うため、水道料金の改定について検討をせざるを 得ない状況となっております。

また、議員より水質はいいのかというご質問ございました。

これにつきましては、毎月検査、年に1回、3カ月に1回、そういう検査もしてまして、すべての管末で良好という結果も得ております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

新たな水源ということはですね、前、私、これ水質も一緒にかかわってきますけども、今ほとんどが上川口からちょっと上流に上った所の水源地が今の上水道の 70 パーセントくらいの比率でくみ上げてるという水量でございますね。

あと、20パーセントかそれ以上が浮鞭の水源地から吸い上げているというふうなことを以前のお話を聞いた ことありますが。

あと、ずっと昔にできた、加持の本村の田の中心の辺りに掘った井戸があって、あと有井川の人家の近くの 田んぼに掘った水源地があると思いますが、加持本村の方は泥が混じって出るということがあって、すぐ取水 をやめたいうふうな話はもう随分前に聞いたことがあったわけです。

それで、15、6 年前かはっきり覚えてませんが、有井川の水源地も春になって田んぼをたたくと、わあっと その泥が水道、蛇口から出てくるというふうなことで、ここもフィルターを付けてですね、何かそのこして、 きれいな水にしょういうふうな機械も設置しましたが、効果が十分なくてですね、結局、取水できるかどうか いうふうな問題になって閉じたいう話は聞いておりますが、その後の話はちょっと聞いてないんですが。

今の上水道の水源地は、今のその浮鞭と上川口から上がった蜷川の方と、その2つということでございましようか。ほかにもありますでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

現在、大方上水道で取水しています場所につきましては、議員がおっしゃられるとおり上川口の取水地と鞭の取水地になります。

ちなみに、上川口の取水から上げた配水池の方がですね、約1,600 トン上がってきます。タンクがですね。 あと、ほんで鞭の方が900 トンとなっております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

新たな水源地を求めるいうふうなことは考えておりませんか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは再質問にお答え致します。

先ほど答弁しましたように、この取水地につきましては津波浸水区域にございます。従いまして、町としましては浸水区域外に新たな取水地を求めていかなくてはなりません。

また、上川口の取水地につきましては、水が伏流水ということで、一部。先ほど議員も言いましたように、 田んぼの時期とかいう時期になると多少濁りのことも出てまいります。

そういうことを踏まえまして、現在新たな水源地としまして蜷川地区の方へできないかというご相談もさせていただいております。

また、年初めにはまた地元の方にも出向きまして、その付近の状況もご説明を申し上げ、ご支援、ご協力をいただくように、今後要請をしていくように考えております。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

できるだけ早く調査した方がよろしいかと思います。

もう一つ水質の件ですが、私の知り合いの人が犬を飼っておりまして、散歩で帰って、のど渇いて水をいつ も飲ませておるけども、飲まないときがあるんですね。おんなじ水ですけど。蛇口もおんなじですけども。

なぜですかいうて聞くとですね、決まってですね、大雨が降った、台風が来たと、その後で出る水は飲まないようです。大が。大は敏感なものですから、鼻が。たぶんね、消毒に入るカルキといいますかね、それの濃度の関係かと思うんですけども、適切に調整されてるかどうか。常時。

言われてから行くんじゃなくてですね、この塩素いうものも取り過ぎると発がん性が非常に、発生が高くなる確率がいうふうなことも言われておりますので、逆に微生物による腹下しよりか逆に悪い面が出てくる場合があるわけです。非常にもっと厳重にですね、調整できるかどうかいうふうなことも気配りをする必要があると思うんですけども。

その点、心配はありませんかね。改善するべきもありませんかね。よろしく。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

水質検査につきましては、毎日検査の方で残留塩素の測定とか、においとか濁りとかを各施設で検査をしております。

それからまた、先ほども言いましたように、月の検査があったりとか、年に3回、年に1回とかいう、農薬等も含めての検査等もしております。

今、議員ご質問のとおり、恐らくその濁ったときとかのその。まあ、期間的にはそれほど長い期間ではないとは思うんですけど。

それから、その塩素の量についてはですね、適宜そういう場合のときには職員もそこの施設に出向いてですね、チェックはしております。

そういう状況ですので、今後もそういう台風時期、集中豪雨のときに濁る可能性があるときにはですね、そういうことには十分気を付けて、塩素の量も適切にしていきたいというふうに考えております。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

何とぞ今後ともまた監視をよろしくお願い致します。

時間がありませんので次に移ります。

4番の、政府発表の南海トラフ地震で水道施設はどのような被害を被ると想定しておりますか。また、その対応策は考えておるかどうか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは、カッコ4の南海トラフ地震における水道施設の被害想定および対応策についてのご質問にお答え を致します。

内閣府から公表されました南海トラフ地震によります本町での最大震度は7、最大津波高は34メートルという、大変厳しい数値が示されております。

水道施設の被害としましては、地震、津波により管路や取水、浄水施設、および配水池等に甚大な被害が想定をされます。多くの地区において断水が発生すると考えられます。被災していない施設におきましても停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で運転停止となります。

特に、大方上水道および佐賀簡易水道におきましては取水施設が津波浸水区域にあることから、応急、復旧に時間を要し、断水が長期化する懸念がございます。

今後の対応策としましては、管路や配水池の耐震化をはじめ、避難所等では備蓄により飲料水の確保や浄水 器の配備を行ってまいります。

また、応急、復旧対策としましては、公益社団法人日本水道協会への応援要請および黒潮町管工事組合と災害時における応急措置等の協力に関する協定を締結しましたので、今後、体制の確立を十分図ってまいります。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

どうもすいません、昼になったのに。もうちょっとでございますが。

水というのはほんとに大事なものでございましてですね、飢餓状態いうてありますけども、食料を2週間とか1カ月食べなくてもですね、水さえ飲んでおれば命は助かるというふうな、これまでのずうっと長い歴史の中で証明されておるとこでございます。

水の大切さいうのを再認識していただいてですね、水道経営の方もしっかり取り組んでいただいて、耐震計画を順調に進めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、5番の新庁舎建設に関しまして貯水タンクを設置すべきと申し入れしておりますが、あ とどうなったでしょうか。

来年の8月に起工ということでございますから今更変更というのも無理かも分かりませんが、一応申し入れ

しておったわけですから、その結果を教えていただきたいと。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それではカッコ5、新庁舎への貯水タンク設置についてのご質問にお答えを致します。

耐震性貯水槽につきましては、新庁舎完成後の平成30年度ごろに都市防災総合推進事業にて計画をしている ところでございます。

新庁舎につきましては、現在、計画しています防災広場と併せまして、津波や地震などの災害から多くの住民の皆さんが一時的に避難する場所となります。

災害時によるライフラインの被害につきましては、生活に大きな影響をもたらします。発災直後の飲料水確保につきましては極めて重要であり、防災計画の上では最優先課題の一つと考えております。

場所につきましては、現在、造成を進めております庁舎付近ならびに上段の防災広場の位置になろうかと思いますけど、詳しい場所につきましては再度地質等も勘案しながら適切な場所へ設置を考えております。 以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

別のとこと言われましたけども、私の言ってるのは新庁舎の地下のことですね。

あの四万十町の役場の地下に雨水をためて利用しておるというふうなことを我々視察に行って教えていただいたわけですが、そのことに私も非常に関心持って、ちょっと調べたことあるんです。それで、水道代はそれで賄うから非常に安くなる。万一の場合は、それ浄化すればいろんなものに使えるというふうなことですね。この新庁舎の下につけるかどうかいうものを議会として一応提案して申請申し上げたわけですが、その件は

どうなってる。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

地下への貯水槽ということでございましたけど、当初、計画の段階で雨水を利用してトイレ等の水にするというふうに議会の方からもそういうご指導もございました。

ところが、設計をする中で、先日の議員協議会でもお示ししましたように、どうしてもそのコストがかなり 掛かると。この雨水施設を設置するのに、これの費用対効果を考えますと、まあ水道料が安くなりますけど 150 年ぐらいかかるということで、これについては新庁舎ではなかなか計画ができにくいというふうに申し上げま したけど、そういうご理解でよろしくお願いしたいと思います。

私は最初説明しましたのは、あくまで避難時に使える飲料水の確保いうことでご説明を申し上げました。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

私もこの通告書出した後にですね、その150年聞きましたのでびっくりしたんですけども。

実はですね、私知り合いの人がある会社の社長やっておりまして、その方が立派な社屋建ってましてですね、

そこへ見に行ってきたんですよ。そうすると、地下駐車場が広いとこあるんですね。あの高知の地下駐車場よりかまだ広いような感じですよ。そのまだ下に空間があってですね、そこへ水ためてるんです。雨水を。

それでね、費用を聞いたんですよ。その下に水ためるようにタンクの代わりのものを設置する費用を取っ払って、造れない場合と、造った場合との費用の差はどのくらいありますかいうて聞いたことあるんです。

そうするとですね、雨水貯留槽を設けることで、釜場。これ、お風呂とかですね、それからレストランがあるんですよ。あの同じ地下に並んであるんですけども。それから、マンホール設置。庭に落ちてきた雨水を引き入れるマンホールですよね。それから、スケルトン。地下の駆体の、例えば梁(はり)とか、床面とか、壁とか、そういうものの防水塗膜いうらしいんですけども、防水の塗料みたいなものですかね、その塗ると。そういう費用が建築に関しては掛かるいうことなんです。

それから、設備。これはどんなものが要りますかいうて聞いたら、屋上から縦配、縦の配管などで、まあドレーンいうんですかね、あの、といみたいなもんですよ。それで下に落とし込む。それを設置すればええだけやというふうなことなんです。コスト面ではね、そんなにかさばるものではありませんというふうな返事でした。

それから設計費用もですね、必要な建築に一部付加したようなものですから、具体的な数字や、比べて出せませんけども、そんなに大きな金額にはなりませんというふうな。

それから、タンクの容量と実際の配水量はどのくらいか聞いたんですけども、これは214 立米。四万十町の地下水ためるタンクいいますか、その貯水槽が100トンらしいですから、軽くその倍以上ためてるんですよ、ここ。それだけの大きさなんです。

それで、これ今までのその維持管理費用はものすごい掛かるもんですかいうて聞けば、いや、10年ぐらいたってるわけですけども、そのフロートを付けてるんです。あの水が出たり入ったりする浮き子みたいなもんですね。それを付けているだけですと、安いもんですよと。

それから、そろそろ 10 年たったんで、中の水槽を清掃しようと思っておると。その費用もそんなに何百万も何千万も掛かるようなもんでもないというふうな返事でございましてですね。水道代で換算したかどうか分かりませんが、150 年もかかるような価格差ちょっと考えれませんねというふうな答弁いただいたんです。その方がですね、超ゼネコンのですね、長い間勤められた、こういうことをよく詳しく知った方で、設計なり現場を。その人の話でしたので非常に重みを持って聞き入ったわけですけども、何でそんな費用が掛かるのかなと思うて不思議に思って今度聞いたわけでございます。

金額にしたらどのぐらいなんでしょうね、その。今の設計料からどのくらい高くなるいうふうな実際の金額 教えていただいたら。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

雨水を利用した施設を造りますと約2,700万円の費用が掛かってまいります。そういうことで、今回の新庁舎建設につきましては、この分についてはもう取りやめをしたいということでご理解をお願いします。

また、この取りやめに併せまして、庁舎の裏手に車庫棟、倉庫棟を造りますけど、そこには雑用水用の水槽を構えてまいりたいと考えております。これについては非常時のトイレ等の水が必要になってきますので、そういうものに利用したいとか、日常的な車の洗車とか花壇への水やりとか、そういうものについてはこういうもので有効利用をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7番(小永正裕君)

終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、午後1時30分まで休憩します。

休 憩 12 時 12 分

再 開 13 時 30 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてから、議案第61号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまで、および議案第65号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山﨑正男君。

総務教育常任委員長(山﨑正男君)

それでは、総務教育常任委員会に付託されました案件につきましてご報告致します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告致 します。

審査日時が平成27年12月10日、開催時間が午後1時から5時55分までです。

出席委員は、山﨑、森、坂本、澳本、小永、浅野の各委員でございます。

事件の番号53号から報告致します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する 条例の制定について、報告致します。

本案は、マイナンバー法による条例制定でございまして、特定の個人に 12 けたの番号が交付されて、行政手続きの法律の必要事項が制定されるものです。

平成28年1月1日から、来月から、黒潮町で行う行政サービスをこの条例に掲げまして、進行するものです。 この中で委員の意見の中には、マイナンバーの取り扱いについて困っている人がおるので、周知はどのよう にしているのかという意見もございました。

それから、それに対しては、住民の説明は老人クラブ等要望があったとこについては、冊子によってあらか じめ説明していると。集落等で要望があれば説明していくし、IWK とか広報でもお知らせはしているところで すと。もっと知りたい場合には、企画振興課で対応するとのお話でございました。

審査の結果、可決となりました。多数可決でございます。

続きまして、54号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、報告します。本案は、課税免除の要件として、第2条の生産設備等を新設し、または増設したものは、これを事業の用に供したものの免除期間を過疎地域の工事の日から平成27年3月31日までとしていたものを、平成29年3月

31日に2年間だけ延長するものとし、平成27年4月1日から適用するものです。

この中で、本案がなぜ4月1日から適用するかというようなご意見もありまして、聞きますと、マイナンバー法の改正条例のときに、平成27年3月31日に改正手続きをするべきであったが、漏れがありまして今回遅れたために、遡求して適用するものということです。

そのほか、津波の関係で固定資産税の価格が下がったのではないかというような意見もありましたが、税の 方では固定資産税は3年に1回の評価替えをするもので、この平成30年に評価替えとなる予定です。路線価等 のために、適正に評価をしながらやっていくということでございます。

審査の結果、可決で、全会一致でございます。

続きまして、議案番号 55 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件については、今年の6月議会で議決した、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、6月の時点では法人番号を使うということだったが、今回改正では、納付書と納入書には法人番号を記載しないという内容のものでありまして。そのほか、36、63、89条の内容は、法人番号を付する内容でございまして、法人番号を記載するとなっております。

本案については、諮ったところ、可決でございます。多数可決となっております。

第58号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、報告します。 本件については、平成26年8月公布され、27年10月1日から施行される改正で、上位法の地方公務員共済 組合施行令、および被用者年金制度の一元化のための厚生年金保険法の改正によって、法令の名称、地区等の 表示が一部改正されたものでございます。

率等はそのまま動いていませんが、表のさび分けの部分で若干順番が動いているという説明でありました。 本件にかんする対象職員は、各種委員会の非常勤の職員、非常勤の監査委員、審査員、審議会、調査会の委員、学校医、国勢調査員、それから嘱託職員等でございます。

本件の審査の結果、全会一致で可決となりました。

続きまして、議案59号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

第1表の歳入と歳出予算補正の歳入全部を受け持っておりますので、歳入の方からご説明致します。

15ページの歳入の明細の方でございますが。

12 款分担金及び負担金の中の土木費分担金でございますが、12、1の3目でございます。これは急傾斜地崩壊対策の分担金でございまして、受益者の個人負担分を計上しております。100万円でございます。

13 款の使用料及び手数料。そのうちの13 の1 の2 の民生使用料でございますが、児童福祉費使用料5,969 万4,000 円。これは、子ども・子育て地域形成型保育給付費、トータルで6,776 万6,000 円から、保護者の負担金873 万円を差し引いたものでございます。

議長、これは説明を省略します。

次に、14 款国庫支出金、15 ページでございますが。14 の 1 の 3、災害復旧費国庫負担金。これは66.7 パーセントの個人の負担金を計上したものでございます。

14の2の1、総務費国庫補助金4,344万4,000円。これは、地方創生上乗せ分の補正でございます。

個人番号カード交付事務費補助金38万7,000円。これは明細のとおりでございます。

 $14\,0\,2\,0\,6$ 、消防費国庫補助金。これは、耐震設計それから改修、これらの分を補正したものでございます。 $16\,\%$ - $50\,6$ 0 $15\,8$ 0

15 の 2 の 2、民生費県補助金、社会福祉費補助金の中で、ひとり親家庭医療費補助金が 100 万円。それから、 重度障害児者在宅生活支援事業費補助金が、三角の 48 万 7,000 円。地域福祉推進交付金が、三角の 30 万 9,000 円。

それから、3 節の児童福祉費補助金が 120 万 8,000 円。これは、120 万 8,000 円は多子世帯の保育料軽減事業費補助金で、累計補助金額から当初の分を引きまして、差額を 120 万 8,000 円補正計上しているものです。

この保育料の減免につきましては、町内の分については通常の保育料減免をし、町外の保育所に入所の8世帯がこの事業対象となるようです。認可保育所4カ所で、対象児童33名を最終見込みとしているようでございます。

この中身について、少し教育委員会の方からも説明がありましたけれども、なかなか腹の張るような内容ではなく、今後、教育委員会でも検討していくということでございました。

15の2の5の農林水産業費県補助金は、皆さんのお手元にあるとおりです。

15の2の8の消防費県補助金。これも、皆さまのとこにあるものです。

それから、津波避難タワー対策費加速化臨時交付金。これは既に説明もありましたけれど、避難道、避難タワーの26年度の実績の中から減額をするものです。実績に合わせた減額ということでございます。三角の5,390万1,000円。

続きまして、18 款の繰入金。18 の 1 の 1 、財政調整基金繰入金。これは、全体の収支の調整をここで行っております。4,544 万 4,000 円。

それから、20 款の諸収入。20 の 5 の 2 の雑入でございますが。これも、皆さまの手元で説明のとおりでございます。

21 款の町債。このうちに、21 の 1 の 4 と 21 の 1 の 5、農林水産業債と 5 の商工債については、他の庭先集荷等の国庫交付金を充てたために、本起債を減額するものでございます。マイナスの所はすべてそうでございます。

ページ 18 の、21 款の 1 項・7 目の消防債。これは、皆さまの歳出の中で、歳出に見合う分を補正で計上しております。

21の1の9、災害復旧事業債も、同じように歳出に見合う分を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、2 款、9 款、12 款を説明致します。それと、3 款のうちの総務教育常任委員会が所管する歳出もございますので、ご注意願います。

2の1の1、総務費、一般管理費。その中の、8報償費700万円は、ふるさと寄附金の謝礼として計上するもので、一人5,000円掛ける2,000件、200万円と、2,500円掛ける2,000件の500万円を計上するものでございます。

9節旅費は、情報防災課以外の職員の部門で、県内研修を行うものでございます。

11節については、佐賀支所の書棚を30台買うということでございます。

12節の役務費は、電話と郵便料の先を見込んだ補正でございます。広告料は、ふるさと納税のコマーシャル代ということでございます。

13 節の委託料も、ふるさと納税の絡み。14 節使用料及び賃借料も、同じような関係でございます。

それから、20102人事管理費。これは共済費、それから 14 節の使用料及び賃借料は、派遣職員の住宅代の実績を見込んだ補正でございます。

2の1の5、財政管理費、20ページでございますが。25節の積立金は、防災加速化交付金が入ったための、この基金の積み立てを減額するものでございます。5,390万1,000円。

2の1の6、企画費でございますが。賃金は、個人番号カードの交付事務のサービス用の臨時賃金でございます。

8節は報償費で、町政功労者、一人5万円、10人分を見込み、また消費税を見込んで、54万円。それから、今昔写真提供の謝礼、それが10万8,000円。式典の司会者謝金を2万3,000円計上しております。町政10周年記念事業の町政功労者10人程度を選考し、それからまた、今昔写真の提供者の謝礼。それから、3月20日に予定されております式典司会者への謝金ということでございます。

11節の需用費、消耗品費 10万円計上しおります。

それから修繕料ですが、鞭の駐在の建物が雨漏りということで修繕代に計上しているもので、室内装飾代等が62万7,000円、屋根の修理が76万3,000円と聞いております。

食糧費は、不足分を計上しております。

12節の役務費は、10周年の案内状の郵送料で2万2,000円を計上しております。

13 節委託料は、合併 10 周年の今昔写真の DVD の作成委託でございまして、それが 90 万円。それから、記念 式典会場設営委託が 10 万円でございます。

14節使用料及び賃借料。これは、式典の会場をふるさと総合センターでやる予定でありまして、そこの借り上げ料3万3,000円でございます。

この案件の中で、こういうような質問も出ておりました。

どんなことをするのかというと、今、私の説明したような町政功労の表彰を広く皆さまにお知らせして、10周年の記念行事の中で今昔写真集を DVD 化して町民にお披露目するものということでございます。

10人という人数は選出はできたかということですが、まだでございまして、これについてはまた今後検討されるようです。

2の11の情報化、21ページでございます。情報化推進費。

旅費は、これは情報化職員の方の視察用の旅費で20万円でございます。

13 節の委託料。これは、IPK 文書管理システム操作研修委託 97 万 2,000 円。それから、軽自動車税システム 経年重課等の実施に対応する委託料が 44 万 9,000 円。この経年重課税というのは、電気自動車とかエコカーの 算定のために税務システムを計上するもののようです。

それから、電子決済導入等委託費 449 万 8,000 円。これはソフトシステムの購入費 270 万円と、システムの設計構築の講習費が 179 万 8,000 円というように聞いております。このためにこれを導入しますと、町内の分掌事務や出勤簿の今まで行ってたペーパー管理などが大幅に少なくなるもので、また、町長が不在の折も、部外から決済が可能になるということであります。

それから、15 節の工事請負費、ネットワーク改修工事 43 万 6,000 円。これは、本所と支所間、学校や保育 所等の改修、町行政の全部に対応するものでございます。

それから、21 ページで 2、1 の 12 節。これは、国土調査費は、まち・ひと・しごとの創生事業のためのものでございます。

それから 2 の 2 の 2、賦課徴収費、23 節の償還金利子及び割引料。確定申告等による還付金を 3 年間で 30 万計上しておりますが、これは、過誤納付金の金額が大きかったりして、26 年度が 115 万 889 円のところ、50 件であったところが、今年は 241 万 8,292 円で 43 件でございました。法人税で申告等により過年度にさかのぼったものでありまして、当初予算は 230 万円計上していたものを、今回、補正で 30 万するということでございます。

2の4の10、農業委員会の選挙は説明のありましたように、農業委員の選任が公職選挙制度から町長の任命

制度に変更になったため選挙予算費をすべて不用とするもので、減額となっております。606 万 8,000 円減額 でございます。

9の1の1、28ページでございます。常備消防費。これは19節負担金補助及び交付金が314万の補正でございます。人事異動や人事院勧告によるもの134万円と、ルート56号沿いの東西に出動サイン用の灯の埋設費として、建設負担金を180万円計上のものです。

9の1の4、防災費の委託料でございますが、木造住宅耐震診断委託が237万7,000円。当初は200件であったが、一件当たり3万3,943円の70件分を計上しております。

15 節工事請負費。これは避難道が、前区長の確認の不足分が 37 路線、3 億 3,670 万円。最終的には 113 カ所になる予定のようです。

防災倉庫は、15 件の 100 万円で 1,500 万円を計上しております。これは、国の緊急防災・減災事業債で 28 年度まで国は補助はありますが、県の避難対策加速化交付金の予算が 27 年度で終わるため、繰り越しの覚悟ですべての必要個所を見込み、計上するものでございます。

一基が 100 万円は高くないのかという意見もありましたが、これは備蓄費は入っておりません。山の方に、 高台に行きますので、どうしても費用が高くなるということでございます。

倉庫の最終見込みは103カ所の見込みで、倉庫は町と各自治区との併用が主のようでございます。

避難道路は、26 年度に80 カ所完成、27 年度は29 の見込み、28 年度は78 の見込みのようで、合計183 カ所になる予定です。

これは情報防災だけですので、そのほかに、まちづくりと海洋森林課を含むと 200 カ所を超える見込みのようです。

続きまして、19 節負担金補助及び交付金。木造住宅耐震改修工事費補助金。これは92万5,000円の2件を 計上して185万円です。当初50件あったところが、不足が2件あるようでございますので、その計上です。

木造住宅耐震改修設計費補助金、三角の390万円。これは、現状で200件の申し込みのところ、13件が減っているため補正でございます。

それから、防災拠点建築物耐震事業補助金が836万2,000円計上されております。これはユートピアカントリークラブの診断と設計で、当初設計の改修単価のアップにより、今回補正するものです。

細かい防災のその事業の関係ですが。総額で2億2,550万円のうち、国の補助金が15分の1、追加の国の補助金が3分の1、県が5分の1、町が5分の1、事業者が5分の1という案分でございまして、町は452万円の負担でということでございます。

この施設、ユートピアについては、町が防災拠点として考えている施設でございますので、ホテルの利用、 高台への水やお風呂、ヘリポート等の適切な場所であるという考えで執行しているものです。

22 節の補償補填及び賠償金ですが、これは佐賀の鈴地区に建設予定のヘリポート整備に伴い、四国電力の電 柱移転等が発生し、その補償費として122万2,000円を計上するものです。

四電の電柱3本を、一本当たり40万円で120万円と、それプラス、補償費が2万2,000円ということでございます。

ヘリポートは27年度中の完成で、3月の初めには完成予定とのことです。

12の1の1、公債費のうち元金。償還金利子及び割別料でございますが、町債の償還元金を79万3,000円補正するものです。これは、郵便貯金の金利が下がり、元利償還金のうち元金が上がったために、元金のみを今回補正で。利息の方は、年度末にまた総額の中で補正を考えるとのことです。

歳出は以上でございますが。

あと、第2表の繰越明許費の補正は皆さまのお手元にお配りしておりますので、割愛します。

それから、第4表の地方債補正。これも予算に計上しているとおりであります。

以上で、私の方から説明、報告を終わります。

以上のことを審議し、一般会計の補正予算については全会一致で可決となりました。

続いて、議案番号 65 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてということでございます。

本件は幡多の広域で組織されてる6カ市町村の中で、行政不服審査法というものがありまして、それによって行政に対する審査請求なりが出てきた場合に、各市町村が窓口となってこの事件を解消するわけですが、広域で解消する方がよいということで、第三者機関を広域の中に設けて対応するということでございます。

それぞれ、この中には別途、また弁護士費用とかを計上して、広くその行政不服に対する適切な対応が取れるように考えているもののようでございます。

本案については、審査の結果、全会一致で可決ということになりました。

以上で、私の報告を終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長(池内弘道君)

それでは、産業建設厚生常任委員会における委員長報告を行います。

産業建設厚生常任委員会に付託された議案は5議案でございます。

12月10日、午後13時から15時15分までの間、町長、および各担当課長出席の下、説明を受けました。本会議で説明を受けたものや、深く議論にならなかったものを除き報告致します。

議案第56号、黒潮町農業委員会の定数を定める条例の制定についてでございますが。

これは、本会議で説明があったとおり、農協法の関連する法律の改正に伴い、農業委員会の関する法律に基づく定数の制定を求める条例でございます。

続きまして、議案第57号、黒潮町農地利用推進委員の定数を定める条例の制定について。

これも、本会議で説明とありました。また、56 号と関連があります、農協法の改正に伴う農業委員会等に関する法律に基づく条例の制定であります。

本会議でも質疑がありました。

委員会でも、農業委員と推進委員の役割分担はどのようにするかとの質疑がありましたが、当黒潮町では、 今までと同様、両委員が共に農地の利用や推進活動をしていただきたいと考えているということでございます。 また、農業委員会における議決権は、農業委員だけが有するということでございます。

議案第56号、議案第57号につきましては、討論はなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第59号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算について報告致します。

ページ、23ページの3款につきまして、民生費、社会福祉総務費については、当初予算化していましたが、

不足が生じるので、実績に合わせて月50万円の4カ月分の補正でございます。

また、障がい児長期休暇支援事業につきましては、夏休みなどの長期休暇のときに施設に預かっていただける事業を行っているそうですが、予算で延べ80名を見込んでいたところ、150名程度の利用が見込まれるための補正となっております。

障がい者自立支援費の減額につきましては、当初1人おりましたが、途中転出したので不用になったための 減額ということでございます。

続きまして、4款に移ります。

ページ、25ページ、衛生費につきまして。これは、衛生センターのし尿処理配管の修理の補正でございます。 委員からは、この衛生センターの耐用年数的にはどうなっているかと質問がありました。

執行部からは、整備方針計画の委託をして延命措置を行うか、また、新たに場所を変えて建て替えるか、最 適な計画を検討していかなければならないと説明がありましたが、今の段階では施設の延命の方で考えている ということの答弁でございます。

5款につきましては、特に質疑等ございませんでした。

6 款農業振興費につきましては、菌茸施設の室外機の修繕を行うものであります。事業主 2 分の 1 の負担ということでございます。

委員からは、利用者に考慮した、計画性を持った修繕を進めていただきたい。また、負担がなるべく少ない 方向での修繕を行っていただきたいという要請がありましたが、執行部の方からは、施設等の管理及び運営に 関する条文に基づいて対応していきたいという答弁がございました。

林業振興費につきましては、有害鳥獣捕獲報奨金でございます。例年のようにイノシシの駆除分でございますが、200 頭分の増額を予定しております。

水産業振興費につきましては、本会議で説明があったとおりでございます。

7 款商工振興費につきましては、これも本会議で説明があったとおり、道の駅なぶら土佐佐賀の販売所とフードコートの間の隙間をふさぐ工事ということでございますが。

委員の方からは、建築許可、また確認の方を再度確認するようにという意見が出されております。

そして、ページ27の委託料と負担金補助及び交付金につきましては、西南大規模公園のグラウンドに人工芝の設置が決まり、誘客、誘致推進のための補正が組まれております。これの委託先としては、これまでもスポーツイベントの企画から実施まで担当していただいております方が会社を興しました、Blue Wave というとこに委託されるようです。

続きまして、ページ27の8款道路橋梁維持費につきましては、本会議でも話がありましたが、井の岬線など、イノシシの被害よる崩土撤去等の修繕が増え、3月に向けての予算の不足が考えらるための補正ということでございます。

がけ崩れ対策の負担金につきましては、本会議での質疑があったとおりでございます。

ページ28、住宅管理費につきましては、横浜改良住宅のトイレの臭気抜き11基分の補正であります。

ページ 29、11 款公共土木災害復旧費につきましても、本会議で質疑があったとおりでございます。

委員の方から、工事の入札に対して不落があるのはなぜかという質問が出ました。

執行部の方からは、重機が入らない難工事の場所があり不落している経緯があるが、工事の工法を検討して 対応する、ということです。

続きまして、第3表債務負担行為補正につきまして本会議でも質疑がありました。そのため、また詳しく説明を受けましたが、長期契約にかかわる条例になる。本来なら単年度、単年度のリース契約だが、28年度から

運用するため、27年度内に設置しなければならない。だが、その予算化していない中でのリース契約は適切でないので、債務負担行為を挙げて、来年度、28年度から予算化し、リース契約するということでございます。 委員の方からは、個人情報なので、セキュリティー対策をしっかり確保して対応するようにと要望がありました。

以上、ほかに質疑、討論がなく、議案第59号は全会一致で可決致しました。

続いて、議案第60号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてですが。これも本会議で説明があったとおりで、前々年度の支援金精算額が確定したので、27年度の支援金額に誤差を追加し支出するための増額でございます。

ページ、9ページの国庫返還金につきましては、これも療養給付費の額が確定したことによる返還金との説明を受けております。

議案第60号につきましても、質疑、討論はなく、全会一致で可決致しました。

続きまして、議案第61号、黒潮町介護保険特別会計補正予算について報告致します。

これも、本会議で説明があったとおりでございます。

介護予防日常生活支援総合事業に移行するために、適正な科目から執行するために予算の組み替えを行ったものです。

また、移行年度によりこの上限額が決められるので、早い移行の方が上限額が多いため有利であるための措置ですので、来年度に実施するよりも今年度実施した方が200万円ほどの差があると。有利な差があるということで、今年度実施するということでございます。

委員の方からは、その折のサービス提供にはどのような差があるかという質問がありましたが、29年度末まで現行のサービスが受けられると。その間に、生活支援コーディネーター、地域支援の協議会などをつくり、 黒潮町に合ったサービスを検討して事業をしていくという、執行部からの説明がございました。

議案第61号についても、討論なく、全会一致で可決致しました。

以上、産業建設厚生常任委員会に付託されました審議につきまして報告致します。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第53号の討論を終わります。

次に、議案第54号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論はあり

ませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第54号の討論を終わります。

次に、議案第55号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第55号の討論を終わります。

次に、議案第56号、黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第57号、黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第59号の討論を終わります。

次に、議案第60号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第60号の討論を終わります。

次に、議案第61号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第61号の討論を終わります。

次に、議案第65号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第65号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの でご了承願います。

初めに、議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規 約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

举手全員です。

従って、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第3、議案第66号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、議案第66号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナン バー法の改正により、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わりますが、この後担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い致します。

議長 (矢野昭三君)

税務課長。

税務課長 (川村一秋君)

それでは、議案第66号の補足説明をさせていただきます。

議案第66号の、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を致します。議案書は2ページからになります。

改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、マイナンバー法という。の改正により、平成28年1月1日から施行されることから、黒潮町国民健康保険税条例の一部を

改正するものです。

それでは、条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の1ページをお開きください。

第26条では、国民健康保険税の減免を定めており、申請書にマイナンバー法による個人番号の記載を求める ものです。

議案書の3ページをお開きください。附則をご説明致します。

附則では、施行期日を定めております。

以上で、議案第66号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 (矢野昭三君)

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第66号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第66号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議案第66号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの で、ご了承願います。

議案第66号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員提出議案第5号、森林・林業政策の推進を求める意見書について、および、議員提出議案第6号、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第5号、森林・林業政策の推進を求める意見書についての提出者、中島一郎君。 8番(中島一郎君)

議員提出議案第5号、平成27年12月17日、黒潮町議会議長、矢野昭三様。提出者、黒潮町、議会議員、中島一郎。 賛成者、黒潮町、議会議員、小松孝年。森林・林業政策の推進を求める意見書について。

上記の議案について、別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

森林・林業政策の推進を求める意見書について。

森林は、食料や水、木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全、安心、国土、環境を 守る、重要な国民共通の財産である。しかし、森林、林業、木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の 影響により経済基盤が依然として貧弱であり、山村の疲弊も著しい状況にある。

こうした中、本年3月、山村振興法が改正され、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出や 定住の促進らが、新たに基本理念に盛り込まれました。この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域 経済の活性化を図るためには、森林、林業の施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材 等の利活用、適切な地産対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっている。

そうしたことから、森林、林業政策の推進に向かって、下記の事項を実現するよう強く要請する。

要請項目が6件ありますが、これを要約させていただきますと。

現行の森林・林業基本計画は平成23年度に策定されて5年が経過したことから、新たな森林・林業基本計画が平成28年度中に策定されることになっています。この政策を反映するために、地域林業における課題、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策、木材自給率50パーセント以上の体制に向けた政策の確立や財源の確保を図ることや、地方創生と連動した森林等の保全推進をするものであります。

皆さまの議席に配布をさせていただいているとおりでございますので、いま一度確認をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日、黒潮町、議会議長、矢野昭三。

提出先は、衆議院議長、大島理森様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。ほか8名です。 議長(矢野昭三君)

これで、議員提出議案第5号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第5号、森林・林業政策の推進を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第5号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第6号、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書についての提出者、池内弘道君。 11番(池内弘道君)

それでは、議員提出議案第6号、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書についての提案趣旨説明を行います。

この意見書は、幡多6市町村の議会が一堂に提出するものでございます。

幡多地域においては、この高規格道路の延伸により人口の交流の拡大により、地域の経済の効果が表れ始めてきています。社会基盤としての必要性、観光の誘致、産業の発展という意味でも、必要な道路であります。また、近年起こり得るであろう南海トラフ地震による甚大な被害が予想されております。緊急避難路や食料、

物資の輸送路となる、命の道としての重要な役割を持っているこの高規格幹線道路、8 の字ネットワークの整備を優先的に幡多地区は取り組まなければならない。

ということで、次の事項について強く要望するものです。

意見書につきましては議席に配布しておりますので、参考にしてただきたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

これで、議員提出議案第6号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第6号、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書についての質疑はありませんか。 (なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第6号の質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題としております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したい と思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第5号、森林・林業政策の推進を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第5号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第6号、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書についての討論を行います。 初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第6号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますの でご了承願います。

初めに、議員提出議案第5号、森林・林業政策の推進を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布 しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することについて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成27年12月第5回黒潮町議会定例会、お疲れさまでございました。

また、本議会に提案をさせていただきました議案につきまして、すべてご可決いただきまして誠にありがと うございます。

本議会で賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (矢野昭三君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年12月第5回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14 時 38 分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

